

京都の文化財

第十三集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また、新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持つています。これらの文化財を守り後世に伝えていくことは、私たち京都府民の大きな責務であるとともに、これらを礎とした新しい文化の創造と発展のために有効に活用することが、現在の涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府では、条例に基づく第十三回目の指定、登録、決定等を行い、平成七年三月十四日付けで公示しました。今回の指定、登録、決定等は合わせて十八件で、これまでの合計は五十一件となりました。この内、十八件が国の重要文化財等に指定され、そして登録一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は四九二件となっています。また、二件が登録から指定に変更されました。

この第十三集は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆様にも多大の御協力をいただいたことに対し感謝申し上げますとともに、本冊子がこれまでに刊行した十二集と併せ、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成八年三月

京都府教育委員会

教育長 安 原 道 夫

凡 例

一、本図録は、第十三回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、原則として指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数 (指定・登録等の別)

所在の場所

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

四、原稿は、文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、執筆者は、各文末に記すとおりである。

五、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

広島県立美術館

目次

序 文

凡 例

有形文化財

建造物

知恩寺御影堂、釈迦堂、阿弥陀堂、御廟所、総門、鐘樓	京都市	1
本法寺本堂、開山堂、多宝塔、仁王門、庫裏、鐘樓、経蔵	京都市	6
岩王寺本堂、仁王門、庫裏、鎮守堂	綾部市	10
若宮八幡宮本殿	久御山町	12

美術工芸品

絵画

絹本着色等栄信倫禪尼像	美山町（深見寺）	14
絹本着色紅玻璃阿弥陀像	長岡京市（楊谷寺）	16

彫刻

木造阿弥陀如来及両脇侍坐像	京都市（廬山寺）	18
木造竺堂円瞿坐像	京都市（栖賢寺）	21

工芸品

石燈籠

古文書

成相寺文書・制札	宮津市（成相寺）	25
調子家文書	長岡京市（調子武俊）	27
加悦町（天満神社）		23

金戒光明寺再興勸進状
吉田寺再興勸進状

歴史資料

法常寺一絲文守他歴代関係資料

京都市（金戒光明寺） 29

無形文化財

友禪

桐壺人形

京都市（森口邦彦） 33
京都市（林 駒夫） 35

無形民俗文化財

民俗芸能

大山の刀踊

丹後町 37

史跡名勝天然記念物

史跡

音如ヶ谷瓦窯

木津町 39

文化財環境保全地区

興聖寺文化財環境保全地区

宇治市 41

京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区並びに選定保存技術件数一覧 43

建造物

知恩寺
ちおんじ

四棟一構（指定）

京都市左京区田中門前町

宗教法人 知恩寺

御影堂 桁行七間、梁行七間、一重、入母屋造、向拝正背面

三間、本瓦葺

附 棟札 三枚、銘札 一枚、御幣 一本

釈迦堂 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、本瓦葺

附 棟札 三枚

阿弥陀堂 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、棧瓦葺

附 棟札 一枚

御願所 御本願、廟門、十一重石塔、十三重石塔、石橋より

なる

御本願 桁行一間、梁行一間、一重、宝形造、本瓦

葺

廟門 石造

十一重石塔 石造十一重塔、相輪を欠く

十三重石塔 石造十三重塔、相輪を欠く

石橋 石造桁橋、勾欄付

総門 四脚門、切妻造、本瓦葺

附 鐘樓 一棟、鐘樓棟札 二枚、鎮守堂 一棟、勢至

堂 一棟、西門 一棟

御影堂 宝暦六年（一七五六）「棟札、銘札」、釈迦堂 寛文

四年（一六六四）「棟札、瓦銘」、阿弥陀堂 天保二年（一八

三二）「棟札」、御本願 江戸中期、総門 十七世紀



御影堂外観

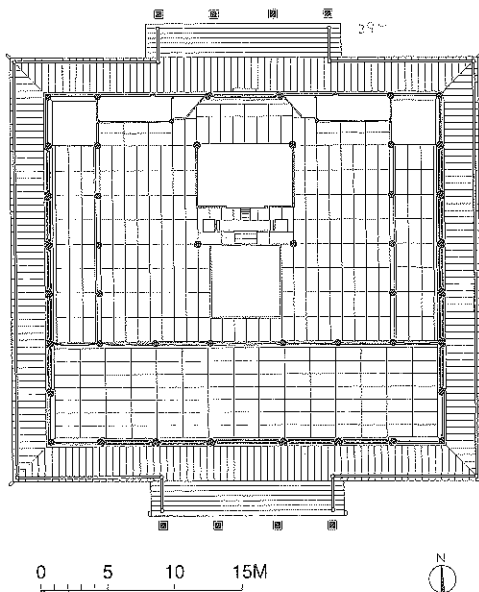
知恩寺は、百萬遍の名で広く知られる寺院で、東大路の東、今出川通りに南面して寺地を占めている。浄土宗四箇本山の一つに列し、正式には長徳山功德院知恩寺と号する。

賀茂神社の神宮寺である加茂の河原屋を前身とし、ここに法然が止住したのち、弟子の源智が改宗、浄土宗寺院として寺基を整えた。以後、民衆の信仰を集める洛中有数の寺院へと発展し、上杉本など中世洛中洛外図にもその賑わいが描かれている。寺地は創建後、洛内を点々とし、寛文元年（一六六一）に御所の東で類焼した後、現在地に移った。

今出川通に面して総門、東大路に西門を開く。総門の北奥に御影堂を構え、その間の東側に釈迦堂をたて、西側に阿弥陀堂、鐘楼、鎮守堂を配する。御影堂の後方には大方丈をはじめ、小方丈、書院、庫裏、玄關など本坊の諸建物が廊下を介して続いている。本坊の東方には墓地が広がり、南側の墓門正面に勢至堂、墓地中央の奥まった所に御廟所を設ける。本坊の建物が明治に改修されたが、その他の建物は江戸時代に建立されたままであり、近世伽藍景観をよく伝えている。

御影堂は法然の御影を祀る堂宇で、実長で桁行二十九メートル余、梁行二十五メートル余に及ぶ。七間堂としては最大で、浄土宗では十一間堂の知恩院御影堂に次ぐ規模を有している。軸太で力強い柱上に、禅宗様三手先を詰組に組み、扇垂木の深い軒を撥ね出し、本瓦葺の重厚な屋根をのせる。気宇壮大な近世仏堂の風格をみせている。さらに、細部様式には禅宗様を巧みに用い、構造的で上昇感のある律動的なデザインでまとめあげられている。その外観に対し、内部は近世浄土宗らしく畳敷で、天井には格天井や棹縁天井を張り、落ち着いた静かな空間となっており、鮮やかな対照をみせる。

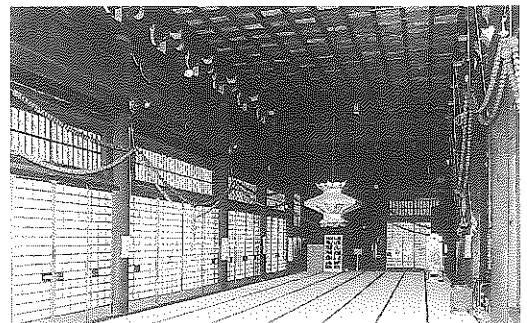
平面は、正面奥行二間の外陣と、その奥五間の内陣からなる。内陣内の両脇一間通は脇陣で、その後寄り一間を間仕切り、部屋とする。この脇陣の部屋は、中世密教本堂にみられる承仕部屋や堂蔵の名残と考えられる。内々陣は、中央後方に四天柱を立て、須弥壇を構え、宮殿をのせる。来迎柱筋より後方一間通りが後戸で、両脇に脇壇が置かれている。このような平面形態は浄土宗系の大規模仏堂において典型



御影堂平面図



御影堂内部



御影堂外陣

的なものである。内・外陣境は両端妻戸であるが、中央五間は蔀羽目だけで揚げ部が省略されており、内・外陣境は時代相応に簡略化されている。その上方には彩色された花鳥の優美な欄間が置かれ、堂内を飾っている。

御影堂は延享三年（一七四六）に奉行所の許可を得て、翌年に新始を行い、宝暦六年（一七五六）頃に竣工したと考えられる。その再建に際しての棟札や祈禱札が小屋裏に多く保存されている。大棟にもつとも重要な棟札を取付け、次に重要なものを四天柱上に打ち付ける。さらに周囲の側柱上あたりに、祈禱文や寄進者、関係者を記した二十数枚の札を打ち付けている。このような例は、現在のところ他では確認されていない。これらは、普請の経緯や関係者がわかる史料として重要であるとともに、その配置や内容から近世において堂を守護するために、棟札や祈禱札にどのような役割を期待したかを推測でき、民俗的な史料としても貴重なものである。

当堂は、近世浄土宗の大型仏堂として完成された空間をもつ堂宇であるとともに、禅宗様を大胆に導入した卓越した意匠をもつ。規模雄大にして、完成された構造であり、その雄壮な意匠は他に例をみず、近世建築の白眉といえよう。

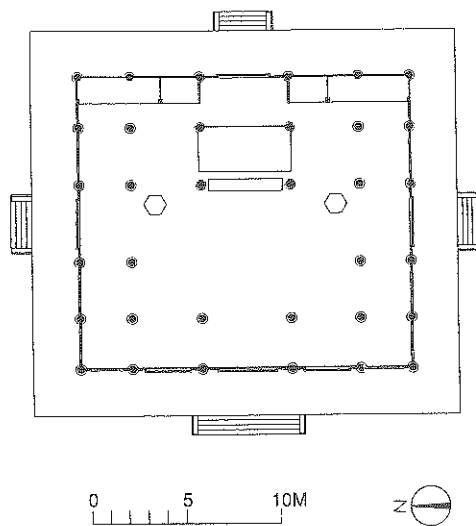
釈迦堂は御影堂の東南に西面してたっている。本尊釈迦如来は賀茂河原屋以来の寺の本尊であり、これを安置していることから本堂とも呼称される。寺地移転後、最初に建立された仏堂で、その年代は寛文四年（一六六四）である。基壇上にたつ桁行五間、梁行五間の建築で、内部は、中央方三間の身舎に周囲一間通の化粧屋根裏のもこしがまわる。身舎の背面中央一間に来迎壁を設け、その前に須弥壇を置き、本尊を祀り、背面壁に接して両脇に脇壇を設ける。床は全面瓦四半敷で、天井は中央方三間が鏡天井、周囲が化粧屋根裏である。軒まわりの組物や垂木は和様であるが、内部の空間は一重もこし付の禅宗様仏殿を強く意識した建築といえる。中世京都においては、知恩寺をはじめ知恩院や浄福寺など、浄土宗寺院の中心堂宇では禅宗様仏殿の形式が採用されていたと考えられる。しかし、近世に入ると、御影堂のような形式の仏堂が中心堂宇として採用され、禅宗様仏殿風の仏堂は急激に



釈迦堂正面



釈迦堂内部



釈迦堂平面図

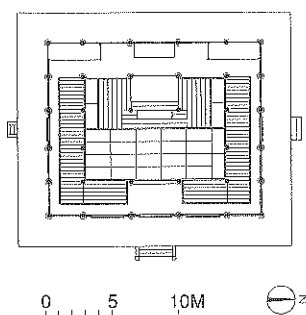
数を減らし、ほとんど建てられなくなる。そのような中であって、当堂は中世京都における浄土宗の中心堂宇の面影を残しており、貴重な存在といえる。

阿弥陀堂は、御影堂の西南に東向きにたっている。文政十一年（一八二八）に旧堂を焼失したために再建に取りかかり、天保二年（一八三一）に上棟した。釈迦堂と同様に、禅宗様仏殿の形態を受け継いだ建築であるが、札押の形態に合わせて身舎内に畳床を設ける一方、軒まわりやもこしの繁ぎ、天井などに簡略化が進んでいる。大工は、御影堂と釈迦堂が、建仁寺大工の坂上家であるのに対し、阿弥陀堂は河合宗兵衛が当たっており、手法の違いはそのあたりに原因があるのかもしれない。

御廟所は、法然ほか歴代の卵塔を安置する場所で、墓地の中央奥に位置する。正面に、鳥居風の形をもつ廟門を設け、その両脇に十一重石塔と十三重石塔をたてる。廟門の後の石橋を渡った、正面奥に開山法然と二祖源智の卵塔を安置する御本廟があり、その両脇に歴代墓が南北に並んでいる。御本廟は、基壇上にたつ方一間宝形造の建築で、バランスよく上品にまとめられた優美な建築である。寛文年間の再建と伝え、様式的にも十七世紀後半のものだと判断できる。法然廟は、知恩院や栗生光明寺などに残り、いずれも、境内最奥の閑静な所に位置し、法然の塔などを安置する点で共通する。しかし、知恩院や栗生光明寺は拝所など札押の施設を設けるのに対し、知恩寺では拝所を設けず、歴代墓を周囲に配して、墓地の空間としてまとめており、特徴的である。

総門は比較的規模の大きな四脚門で、太い軸部をもち、簡素ながらも力感に充ちた建築である。寛文の寺地移転に際して再建されたと伝えられるが、様式的にそれほど遡るとみられず、十七世紀前々中期の建立と考えられる。

（熊本達哉）



阿弥陀堂平面図



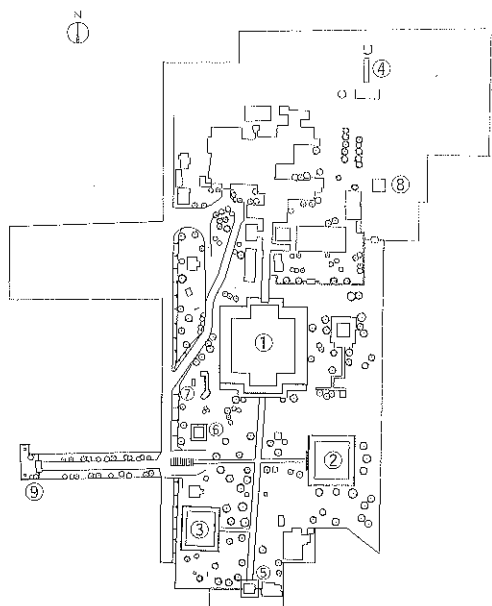
阿弥陀堂正側面



総門

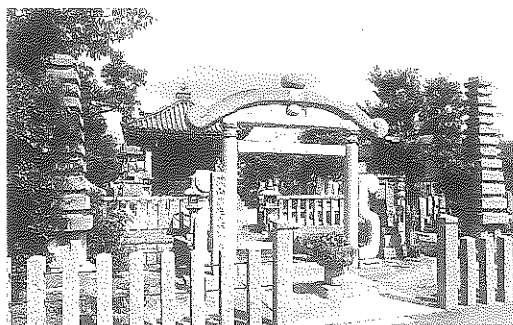


阿弥陀堂内部

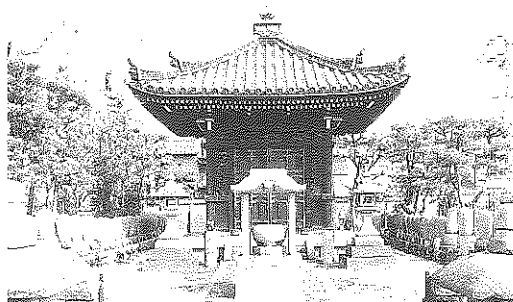


- ①御影堂 ②釈迦堂 ③阿弥陀堂 ④御廟所 ⑤総門
⑥鐘樓 ⑦鎮守堂 ⑧勢至堂 ⑨西門

配置図



御廟所



御本廟



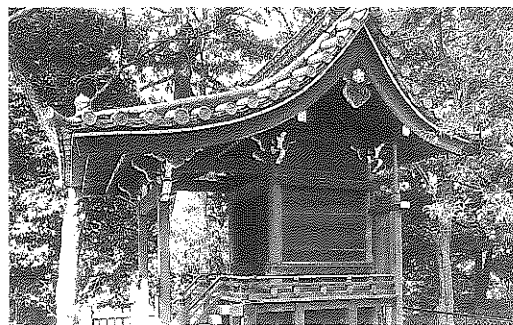
勢至堂



鐘樓



西門



鎮守堂

宗教法人 本法寺

面二間、木瓦葺

附廊下一棟、棟札二枚

開山堂 祖堂及び拝堂よりなる

祖堂 桁行四間、梁行正面一間、背面三間、一重、

寄棟造、正面拝堂に接続、妻入、棧瓦葺

拜堂 桁行三間、梁行五間、二重、入母屋造、向拝

附 棟札 一、間、本瓦葺一枚

多宝塔 三間多宝塔、本瓦葺

附
棟札
一枚

仁王門 三間一戸樓門、寄棟造、棧瓦葺

附 石橋一基、棟札一枚

附 庫裏棟、庫裏棟札一枚、書院棟、書院棟札

枚、居間棟、廊下（客殿書院間）一棟、廊下
（居間庫裏間）一棟、廊下（廊下間）一棟、大玄関

一棟、大玄関棟札一枚、唐門一棟、唐門棟札

枚、鐘樓一棟、鐘樓棟札一枚、経蔵一棟、宝蔵

一棟、宝蔵棟札 一枚、旧客殿棟札 一枚、旧番神社

棟札
一枚

本堂文化二年（一八〇六）「棟札」、開山堂寛政八年

(一七九六)「棟札」、多宝塔 文化五年(一八〇八)「棟札」

墨書、仁王門 寛政九年（一七九七）〔棟札〕

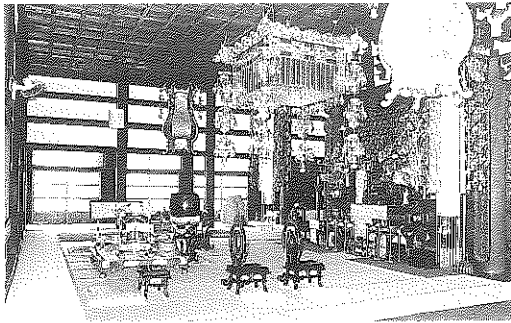


本法寺は妙顕寺や妙覚寺などの多くの寺々が建ち並ぶ寺之内の一画にある日蓮宗寺院で、十六箇本山のひとつに数えられる。門前には小川通が東西に通り、向かいに表千家と裏千家が南北に居を構えており、京都の中でも特に落ち着いた独特の雰囲気を持った地域である。

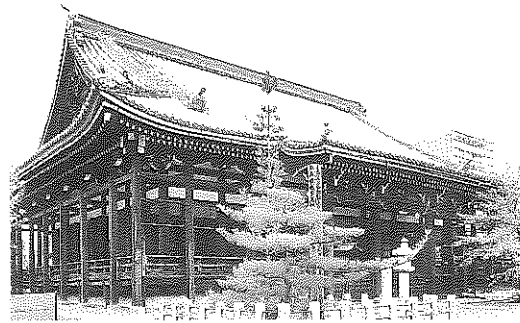
当寺の建立は永享年間（一四二九〜四〇）に日親が四条高倉に設けた弘通所に遡る。その後天文法華の乱などで寺地を遷し、天正十八年（一五九〇）に現在地へ移った。天明の大火で経蔵と宝蔵を除きすべての建物を焼失したが、寛政二年（一七九〇）から翌年に開山堂飯堂と客殿が建てられ、寛政末から文化年間（一八〇四〜一七）にかけて本堂、開山堂、多宝塔、仁王門、庫裏など主要堂舎が復興された。

小川通りに東面して仁王門を構え、そこから西北にのびる参道の先に主要な建造物群を配する。中央の広場を囲むように西側に本堂、北側に開山堂、東側に多宝塔、南側に鐘楼及び経蔵をたて、本堂の北側に客殿や庫裏、書院、方丈などを配する。近世において、日蓮系諸宗の洛中本山では、本堂や開山堂（祖師堂）とともに、塔や楼門が寺格を示す重要な建物とみられ、多くの本山で造営されたが、次第に建立されなくなった。本法寺は、洛中本山のなかで、唯一両者を備えており、近世日蓮系諸宗本山の最も整った伽藍景観を伝える。さらに当寺では、庫裏や書院、侍者寮など僧侶が生活を営んだ近世の建物を残しており、近年建て替えられた客殿を除き、江戸時代の伽藍景観がそのまま伝えられている。このような例は本山格寺院では稀有であり、全国的に見ても貴重な伽藍群といえる。

本堂は規模の大きな七間堂で、正面及び背面に各



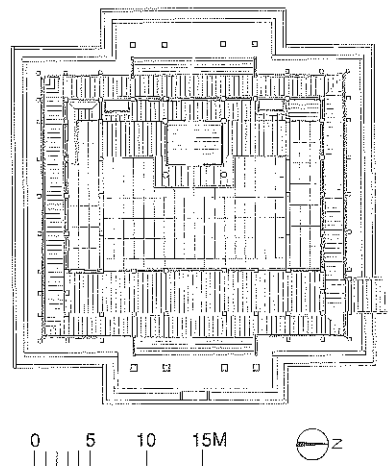
本堂内部



本堂正面



境内（本堂及び多宝塔）



本堂平面図

三間の向拝を設ける。周囲縁先には庇柱をたて、深い軒を支持する。庇柱をたてる例は、本願寺御影堂はじめ、真宗ではよくみられるが、それ以外の宗派では少ない。本法寺本堂においては庇柱をたて軒を支持することにより、枯木を減らし、合理的な構造としている。柱は四天柱以外角柱とするが、大型本堂は多くの場合、円柱が用いられており、珍しい事例である。組物は四天柱まわりに二手先、側まわりに出三斗を組む程度で、このクラスの堂宇としてはかなり簡略化されている。

平面は正面二間通りの外陣とその奥の内陣からなり、外陣は吹放ちの拭板敷とする。内陣は両脇一間通りの脇陣とその内側の内々陣からなり、内々陣中央後寄りに四天柱をたて、須弥壇を設け、本尊を安置する。来迎壁の後方は後陣である。内・外陣境は両端一間を両開棧唐戸、中央五間を葺とするが、これらは中敷居も含めて、すべて取外しでき、必要に応じて内・外陣を一体の空間として使うことができる。細部の手法は簡略化されているが、堂の規模や平面形態は、寺格に見合った、典型的なものである。その一方、建立年代が江戸後期と新しいため、間仕切りの厳格さは失われ、また、脇陣の扱いに変化がみられる。さらに天井構成や架構も平明であり、堂全体が静謐で穏やかな空間として創出されている。このような空間は、十七世紀後半頃より萌芽がみられ、その後発展し、江戸後期には宗派を問わず多くの堂でみられるようになる。当本堂はその代表的な遺構といえる。

開山堂は、二重屋根の拝堂とその背面に突出する祖堂からなる複合建築で、本堂の東北に南面してたっている。拝堂は一重もこし付の禪宗様仏殿風の外観をもつが、下重の柱は小屋内で止まり、その上に上重の柱をたてるという近世的な構造になる。さらに、組物は舟肘木で、堂内は畳敷、棹縁天井となっており、禪宗様のもつ垂直感や構造美は失われている。

拝堂平面は正面一間通りの吹放ち広縁と後三間の外陣からなる。外陣は、身舎ともこし部分を虹梁と無目敷居で間仕切るものの、機能的に空間としては分かれていない。拝堂背面の中央一間に祖堂が取り付き、その境は中敷居と引違い格子戸で、厳密に結界されている。祖堂



開山堂



境内（多宝塔及び開山堂）



多宝塔



仁王門及び石橋

には背面に接して須弥壇が設けられ、その上に三間の宮殿が安置され、開山像等が祀られる。

本堂が和様を基調としているのに対し、開山堂は一重もこし付禅宗様仏殿風に外観が造られており、様式の相違が明確に意識されている。立本寺や妙成寺などに多くの日蓮宗寺院では、中世以来、本堂と開山堂でこのように様式の選択がなされている。本法寺では、細部においては和様とか禅宗様とか言い難い様式であるものの、本堂は和様風に、開山堂は禅宗様仏殿風の雰囲気、造営されており、中世以来の伝統が受け継がれていると考えられ、興味深い。

多宝塔は本堂の東南にたつ三間多宝塔である。内部には四天柱をたて、東面して妙見菩薩等を、西面して多宝如来を祀っているが、当初は東面して多宝如来を祀るだけである。伝統的な手法を堅持しながらも、立ち上がったような縦長のプロポーションや、細部の絵様などに江戸後期の気分がみられる。

仁王門は三間一戸楼門で、背面両脇間に仁王像を安置している。仁王門としては類例の少ない寄棟造屋根をのせ、優美な姿でまとめられている。持ち送り風の組物や虹梁形の正面飛貫など時代の雰囲気をよく示している。なお、焼失前の仁王門は、慶長十一年（一六〇六）に長谷川等伯によって造営されたものである。また、門前に堀があり、そこに石橋がかかっている。その堀は、中世洛中で重要な川の一つで、今も通りに名を残す、小川の名残である。その小川に橋を架け、門を構えている風景は中世をも想起させ、京の景観を語る上で、欠くべからざるものと言えよう。

本堂の北に、切妻妻人の庫裏がたち、そこから奥は、僧侶の生活部分となっている。庫裏の背後に侍者寮、その奥に住職の住居である方丈が続く。方丈の東側応接所を挟んで書院が設けられている。また、庫裏の東北に大玄閣が、東に客殿がついている。客殿以外すべての建物はいずれも江戸後期の一連の作事で造営されたものである。また、書院東側の庭園は、本阿弥光悦の作で、国の名勝に指定されている。

（熊本達哉）



書 院



庫裏正面



宝蔵及び鐘楼



唐 門

岩王寺

二棟（登録）

綾部市七百石町寺の段

宗教法人 岩王寺

本堂 桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、茅葺

仁王門 三間一戸八脚門、一重、入母屋造、茅葺

附 棟札 一枚

附 庫裏 一棟

鎮守堂 一棟

本堂 享保年間（一七一六～三五）「勸進状・祈祷札」

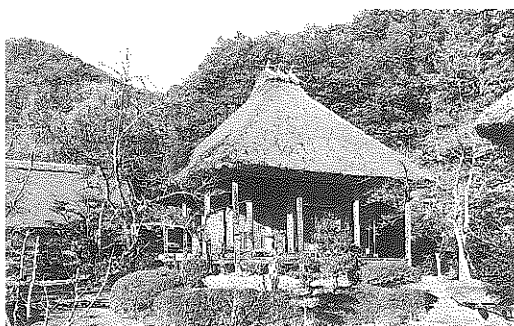
仁王門 延享二年（一七四五）「棟札」

岩王寺は綾部市の北部にある高野山真言宗の寺院で、神宮山と号する。天曆三年（九四九）に空也が顕密の道場として草創したことに始まるという。元弘三年（一三三三）の足利尊氏の挙兵に際し、戦勝祈願を行い、その功により田地の寄進を受けた。その後、慶長（一五九六～一六一四）頃に寺領を失い衰退したが、江戸中期に秀運によって復興された。

伽藍は、集落の北方にある山の中腹に構えている。南より仁王門、本堂、庫裏が直線上に並び、本堂の東側に西面して鎮守社が立っている。

本堂は建立時期については直接的な史料はないが、享保三年（一七一八）の勸進状があり、また、享保七年の祈祷札が打ち付けられていることから、享保年間（一七一六～三五）に造営されたと判断できる。

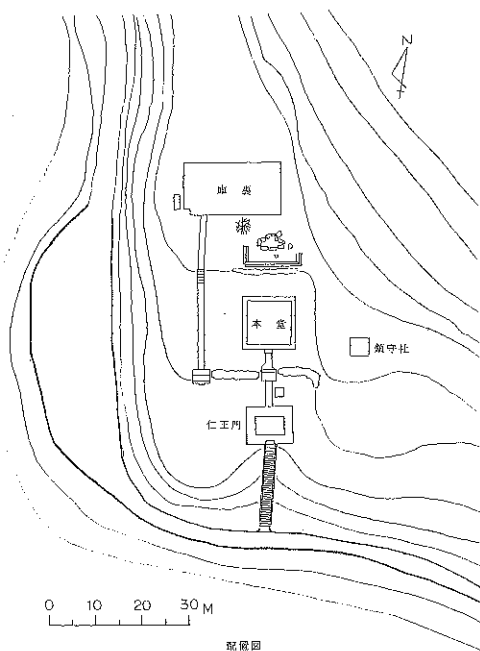
桁行三間、梁行三間の南面する仏堂で、屋根を茅葺とし、軒を庇柱で支持している。中規模の三間堂で、周囲に落縁を廻している。平面は正面一間を吹き放しの拭板敷とし、その奥二間を内陣とする。内陣は、現状では背面に接して間口一杯に仏壇を構えているが、当初は来迎壁を設け、その前に須弥壇が置かれていた。内・外陣境には都がたてられている。基本的には一間四面阿弥陀堂形式を受け継ぐもので、来迎柱の後退、外陣の開放などに発展した形態がみられる。このような仏堂は、丹波地域、特に綾部周辺に多くみられるもので、その中で



境内全景



本堂内陣



岩王寺配置図

は須弥壇の位置や建具などに古風な仕様をみせている。

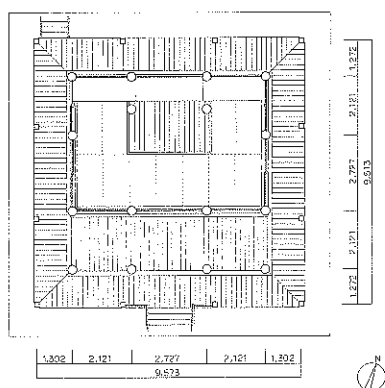
仁王門は棟札より延享二年（一七四五）建立と知られるが、現状と合わない痕跡をもつ柱や古風な組物や幕股が多くあることから、延享二年にそれまであった「大門」を改修し、現状の形態に整備したと考えられる。

三間一戸八脚門で、石段を登った所に南面してたっている。標準的な規模の八脚門で、屋根は茅で葺かれていいる。内部は土間で、後方両脇間に仁王像を安置してある。

庫裏は、丹波、丹後地方に多く残る本堂と庫裏の一体にした建物の典型的な形式をもち、江戸時代まで建立が遡る。

鎮守堂は江戸後期の意匠をもち、丹波地方における山寺の景観を伝えている。

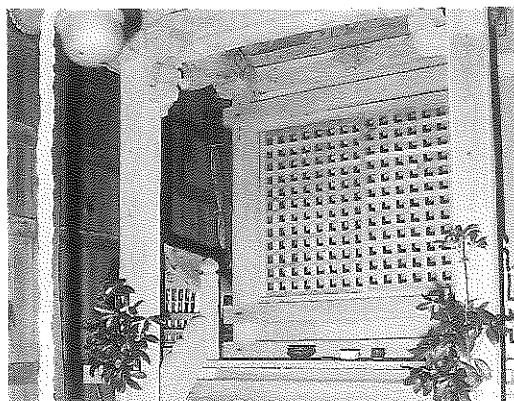
（福田敏朗）



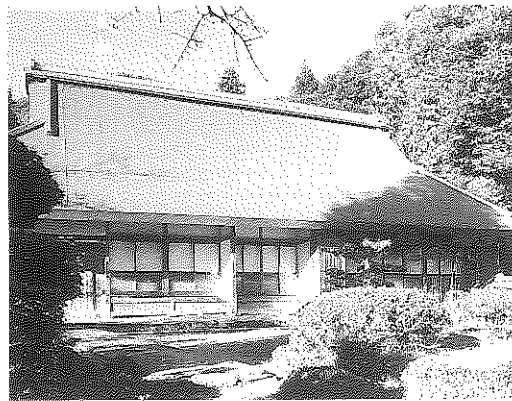
本堂平面図



仁王門



鎮守堂



庫裏

わかみややはらまんこうほんでん
若宮八幡宮本殿

一棟（登録）

久世郡久御山町大字佐古小字内屋敷

三間社流造、銅板葺

附 棟札 六枚

室町後期

佐古は久御山町の南東部に位置する環濠集落で、一辺約二四〇～二五〇メートルのほぼ正方形に近く、集落の内部が周囲よりいくぶんか高くなっている。佐古の環濠は室町時代前期の文和年間（一三五二～五六）に構築されたと伝えられている。

八幡宮は集落のほぼ中央部に鎮座する。創立は平安時代の天徳三年（九五九）とするが詳らかでない。

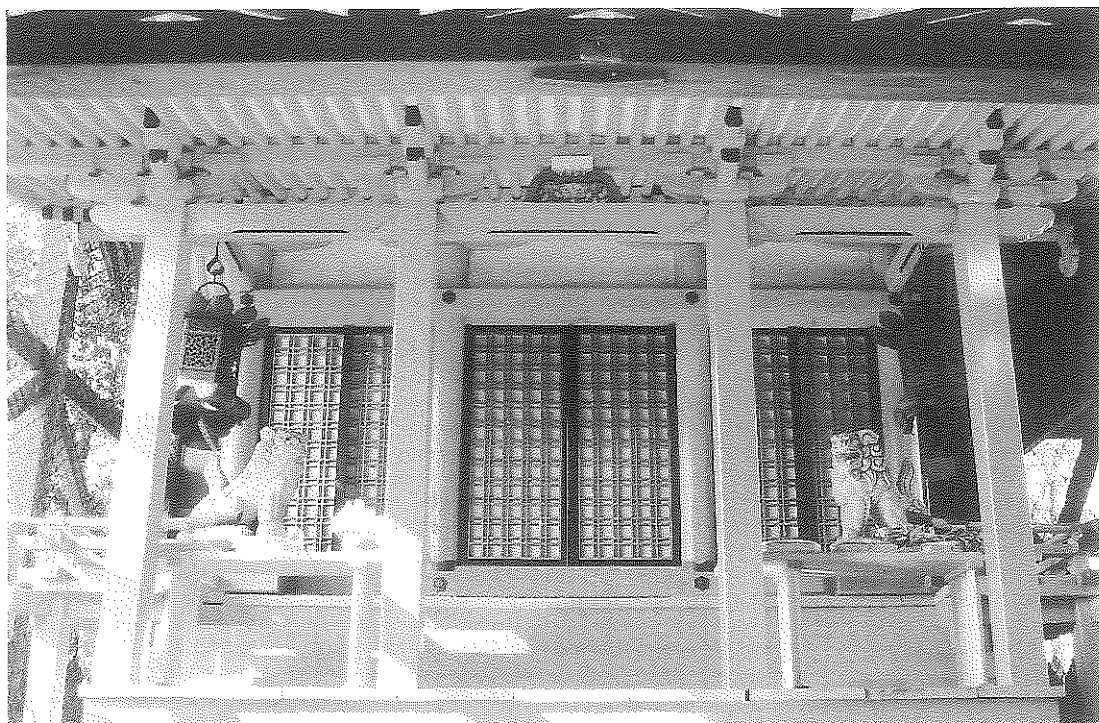
現在の本殿は三間社流造、銅板葺で、江戸時代中期に建てられた覆屋内にある。

本殿の建立年代については、永正六年（一五〇九）「近在の称名寺文書」および天文十九年（一五五〇）「棟札」に屋根葺替が行われたとあり、向拝の組物、桁、垂木等の面取りはかなり大きく、垂木も大きな反りをもつことから、室町時代後期に遡るものとみられる。

身舎は正面三間、側面一間で、正側面三方に切目縁を廻し、正面に三間幅の木階および浜床が張られている。外陣には両開き格子戸を、内外陣境には幣軸付き板扉を立てている。組物は舟肘木、妻飾りは虹梁大瓶束。身舎と向拝は虹梁で繋ぎ、向拝柱は面取り角柱、頭貫で繋ぎ、中柱上には手挟を置く。組物は三斗組、中央間のみ中備とし竜と笹の意匠の幕股を置いている。

本殿は、山城地方の神社本殿建物のうち、中世に遡るものとして貴重であり、中近世における修理の経過も棟札から判明し、当時の村落における鎮守の存在形態が理解できることも評価できる。

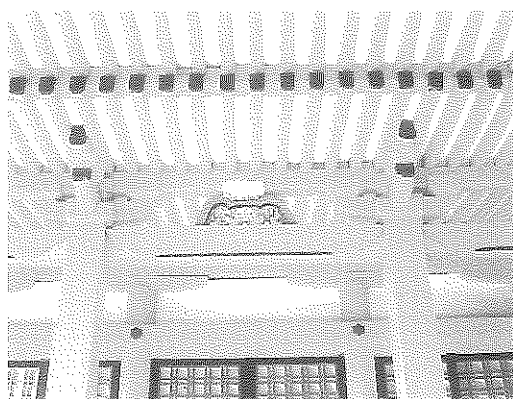
（福田敏朗）



本殿正面



妻 飾

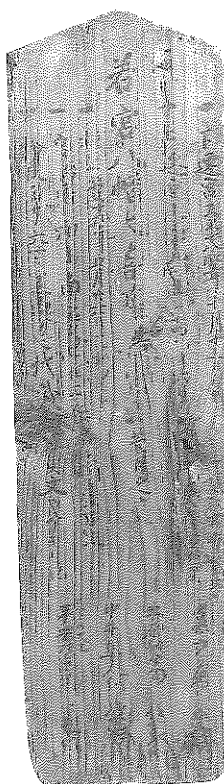


本殿正面中央臺股

天文十九年棟札

(造営上葺棟上天文十九年五月廿六日巳刻の記があるもの)

尖頭型 総高 五一・三糎 厚さ 一・一糎
肩高 五八・五糎 材質 杉
幅 一四・〇糎



(表)

一下遷宮天文十八^巳年十月十三日卯刻 一諸祝言壹貫文

一下遷宮天文十九^庚歲五月十六日酉刻 十二力へ一貫伍百文

若宮八幡大菩薩造営上葺

一棟上天文十九年五月廿六日巳刻

一宮^{□□} 御主南[□]久也 但一衣代布施拾貫伍百文

一檜皮 六寸 足出分之代貳拾貫文ウチキリ也

(裏)

奉加之

參百文 四郎 十二歳

百文 ^{□□}坊

百文 中井宮松丸二歳

百文 神宮 四十二歳

百文 吉岡^{□□□□}

入粗當郷法名韋入宛 隆住他所 主者^{伍^{□□□□□□}}

吉岡六郎左衛門 富[□](花押)

木原勘左衛門 信重(花押)

中井隼人[□] 盛尚(花押)

平岡次郎左衛門 宗親(花押)

ヒハタ御大工

筆者時住徳法(花押)

美術工芸品

絹本着色等榮信倫禪尼像
けんぽんちやくしよくとうえいしんりんぜんにぞう

延徳四年七月了庵桂悟の賛がある

一幅（絵画・指定）

北桑田郡美山町字野添小字夷堂四三

宗教法人 深見寺

時代 室町時代 延徳四年（一四九二）

法量 縦七一・二cm 横 三五・〇cm

品質形状 絹本着色 掛幅装



高麗縁の上畳にやや左を向いて端座する法体の婦人像が画面の下半分に描かれる。婦人は、浅葱色の頭巾をかぶり、墨染の法衣の上に白色の環のある吊袈裟を着け、左手に茶色の数珠を持つ。画面の上半分には、延徳壬子（四年）夷則（七月）の了庵桂悟の賛があり、この像主が「等榮信倫」という法名を持つ禪尼の寿像であることがわかる。等榮信倫の人となりについては、明らかでない。賛により描かれたこの時に八七歳であること、一二年前の文明一三年（一四八二）に福聚寺で出家し、安養寺で修行したことが推定される。

賛者の了庵桂悟（一四二五～一五一四）は、伊勢国岩内里に生まれ、上洛して真如寺の大疑宝信の法嗣となった。その後、文明二年（一四七〇）に諸山位の伊勢安養寺の公帖を得て入院住山し、文明一〇年に東福寺住持（第一七一世）に、長享元年（一四八七）一〇月には、南禅寺住持（第二四一世）に就任する。著賛した延徳四年七月には、延徳三年四月から一〇月まで南禅寺に再住した後、東福寺に住していた時期である。永正三年（一五〇五）には、遣明正使に任じられ、永正八年に入明を果たした。了庵は、五山文学僧として名高く、後土御門後柏原両天皇の帰依を受け、仏日禅師の号を賜った。また、雪舟の絶筆山水図に追賛するなど、雪舟との交友はよく知られるところである。

等榮信倫の顔は、黒ずんだ朱で画される。目は細線での確に描写され、鼻孔と思われる黒点が認められ、唇には朱が点じられる。輪郭は墨線を用い、法衣は淡墨、吊袈裟は濃墨によって表わされる。面相や手は肌色に、下衣、環、畳の縁は胡粉によって白色に賦彩される。上畳は緑青にて描かれ、縁は、白色に丸紋が表わされる。顔、衣服に一部賦彩の剥落が認められ、容貌がやや明確でないことが惜しまれる。

本図は、全体に単純な造形ながら、相好の表現や衣の線描、陰影感のある墨彩に、穏やかな優しさをたたえた気品のあるもので、当代の大和絵系の画家の手になるものと思われる。この時代の婦人像は、土佐光信筆の嘉楽門院像（長享三、一四八九）や狩野正信筆の日野富子像（明応五、一四九六）などが知られる。だが、これらは記録により知られるのみで現存しない。現存するものでは、文安六（一四四九）年制作の大徳寺蔵の絹本着色長生比丘尼像（養叟宗願賛・重要文化財）

が知られるが、本図はそれに次ぐ古い例である。
 以上のように、本図は制作年代が明らかになる基準作であるとともに、室町時代末期以降数多く作成される婦人肖像画の先駆的作品として高い価値を持っている。

(地主智彦)



(贊文)

等栄信倫禅尼寿像

信為道元功德母長養一切諸善法、長養是母

方便父富貴榮華無等倫、男相女相認甚別相、善

因惡因婦彼正因、清寥々白的々無明実性即佛

性、浮遍々赤條々幻化空身即法身、絶名言處強立

名言、山上鯉没蹤跡時更覓蹤跡海底蓬塵、唯我

信倫禅尼、治生産業七十五載、禮佛供養一十二辰、世

寿雖比朝槿、天年欲育大椿、早脱五障三從羈鎖、頓

避四生九有苦輪、曾扣福聚玄関蹈著人跪久修安養

淨刹、竭翻迷津布金須達、今有学步猷勝姿竭古得

効攀向上鼻孔非凡非聖本来面目、孰假孰真、感諸

孫慎終志述祇夜以指陳、慈顏欲報彼蒼旻、化育□分疎与親

隨處玉林基業偉金柯交翠、萬斯春□魚□

延徳四年夷則十一日 前南禅了菴于鷺峰下□

絹本着色紅玻璃阿弥陀像

一幅（絵画・指定）

長岡京市浄土谷堂ノ谷二

宗教法人 楊谷寺

法 量 縦九一・五cm 横五三・〇cm
時代 鎌倉時代

仏教では金剛界五仏に五大五色を配するとき、西方阿弥陀如来には赤色があたる。紅玻璃阿弥陀はこのことから生まれ、真言宗で修せられる「紅玻璃秘法」の本尊として祀られる。空海選述といわれる「無量寿如来供養次第」によれば、その図像は、八葉の蓮華の上に五鈷杵を横たえ、さらにその上に独鈷杵を立てる。杵の首上に紅蓮華を置き、蓮華を含む大月輪のなかに五智宝冠を載き、定印を結び結跏趺坐する阿弥陀如来を安置する。像の背後には、頭光・身光の二重円相の光背



を付し、仏身を紅玻璃色（赤色）にするといわれる。本図の図様もこれに該当している。

描線は仏の身体を精緻な朱線で画す。目は、上瞼を濃墨線、下瞼を淡墨線で描き、両端に群青を差し、瞳には墨と朱を点じている。条帛には金泥で蓮華唐草文、掌は折り返し部分が白群、表が緑と朱に塗り分けられ、朱の部分には大振りの団花文を金泥で描く。膝頭には丸龍文を施す。月輪・頭光及び身光は截金線にて、宝冠・頸飾・腕釧・肘釧・独鈷杵・五鈷杵等は金泥にて描かれる。頭光の廠手状の部分は、緑青・白緑・白・朱・群青の順に的確に塗り分けられ、同じ色調にて描かれる蓮華と対応し、画面に華やかな統一感を生み出している。このように、本図は豊潤な色使いがなされ、伝統的な仏画の描法によって緻密に作画されている。

本作品の製作年代については、目尻の上がつた理知的表情をみせること、宝冠等の金泥が盛り上げ彩色風の技法で描かれていること、着衣文様等は截金を用いず、金泥描きであること、また、鎌倉時代後期から南北朝時代にしばしば施される文様である龍文がみられることなどから、鎌倉時代後期の作品と考えられる。

以上のように、本図は類例稀な紅玻璃阿弥陀像というだけでなく、保存状態も良好な、平安時代以来の豪華な仏画の伝統を踏襲した鎌倉時代の優品として貴重である。

（地主智彦）



もくぞうあみだによらいおよびりようきようじぞう
木造阿弥陀如来及両脇侍坐像

三軀（彫刻・指定）
京都市上京区寺町通広小路上ル一丁目北ノ辺町三九七

宗教法人 廬山寺

法量（単位cm）

	阿弥陀如来坐像	観音菩薩坐像	勢至菩薩坐像
像高	一〇〇・〇	六四・六	六三・一
髮際高	八六・四	五一・六	四九・二
頂一顎	三三・八	二四・一	二四・〇
面長	一九・三	一〇・九	一〇・二
耳張	二六・一	一三・四	一三・二
面幅	一九・九	一一・一	九・九
面奥	二五・二	一二・九	一二・九
臂張	六四・〇	三三・二	三一・四
胸厚	二六・〇	一四・五	一四・五
腹厚	三〇・一	一七・五	一七・五
坐奥	五三・二	三〇・五	三〇・五
膝張	八三・二	二九・三	二九・三
膝高左	一五・四	七・八	七・一
膝高右	一六・七	七・七	六・八

時代 鎌倉時代

〔阿弥陀〕ヒノキ材、寄木造で、漆箔を施し、彫眼とする。螺旋髪を彫出し、肉髻珠（水晶）、白毫（水晶）をあらわし、耳朶環状、衲衣を偏袒右肩に着し、両手指の第一、二指を捻じて来迎印とし、右足を上に結跏趺坐する。頭・体幹部を正中で左右二材に刳ぐ。頭部三道下で各部を接合するが、挿首か割首かは不明。左体側に一材を寄せ、右手は肩・臂・手首で刳ぐ。右腰脇材を寄せる。両脚部・裳先を刳ぐ。全体に内刳りを入れ、面相部を除き、内刳り面に墨塗。像内刳ぎ目に沿っ

て布貼を施す。頭髪部を群青彩、その他を漆箔とする。

〔観音〕ヒノキ材、一本割刳造、漆箔を施し、彫眼とする。髪を結び、地髪上に化仏をあらわし、天冠台を被る。白毫（水晶）をあらわし、耳朶環状。条帛・裳・腰布を着し、両手に懸けられた天衣は体背後に大きく翻る。臂釧、腕釧を付ける。上体を前傾させ、両手を膝上に差し出して蓮台を執り、両足をやや開いて跪坐する。頭体根幹部を一材から彫出し、両耳後の位置で前後に割刳ぎ、さらに三道下で割首とする。両手は肩・臂・手首で刳ぐ。両脚部及び背後に靡く裳裾は各横木一材を刳ぐ。天衣遊離部は数個所で刳ぐ。全体に内刳りを入れ、頭部以外の内刳り面に墨塗。頭髪部群青彩、その他は漆箔。

〔勢至〕ヒノキ材、寄木造、漆箔を施し、彫眼とする。地髪上に水瓶をあらわし、上体を観音より一層前傾させ、両手を体前に差出し蓮茎を執る。その他は、観音像に準じる。頭体根幹部を一材から彫出し、両耳後の位置で前後に割刳ぎ、さらに三道下で割首とする。天冠台は別材を刳付け。両手は肩・臂・手首で刳ぐ。両脚部は左右二材に寄せたものを体部に刳ぐ。裳裾の両脚横に出る部分および後方に靡く部分は各一材刳。条帛の体前後に垂れる部分は別材を貼る。天衣の遊離部は数材を刳ぐ。全体に内刳りを入れ、頭部以外の内刳り面に墨を塗る。頭髪部群青彩、その他は漆箔。

保存状況（後補部分）は次の通りである。

〔阿弥陀〕肉髻珠、白毫、右手第三指半はより先、裳先右半。

〔観音〕化仏、白毫、臂釧、右手第一・四・五指、右手第三指先、天衣左方の先端、天衣左方の先端、天衣左方の臂後方にまろく靡く部分、持物。

〔勢至〕水瓶、天冠台、白毫、右手第一・二・四・五指、左手第二・四指、条帛後方端、天衣左方端、天衣の後方に弧状に靡く部分、臂釧、持物。

なお勢至は天冠台、天衣の各所を欠失する。

廬山寺は正式名称を日本廬山天台講寺という。天慶元年（九三八）に慈恵大師（元三大師、良源）が北山に創建した与願金剛院を前身とし、寛元三年（一二四五）後嵯峨天皇の勅によって船岡山の南に移り、



阿弥陀如来坐像右側面



阿弥陀如来坐像正面

住心房覚瑠が中興。この時廬山天台講寺と改め天台の別院となり、天台、法相、真言律、浄土の四宗兼学学院となったという。

本像は方丈の本尊として祀られる来迎形の三尊で、『山州名跡志』などの近世地誌類には、西向の阿弥陀堂に祀られている恵心僧都作の三尊像として伝えている。

三体ともに坐像で来迎形の阿弥陀は、平安時代後期から作例があり、観音が蓮台を捧げ、勢至が合掌するのが通例であるが（京都・三千院像、心光院像など）、本例のように蓮台を執る勢至像は珍しい。しかし観音像がこのように蓮茎を執る例が多少ある（京都・三室戸寺像、鳥根・清水寺像など）ことからすれば、その一変形と考えることができる。

観音・勢至像は相互に意識的と見られる形式上の対比があり、本来的に一对のものとして制作されたものであろう。ただ、阿弥陀・観音像と勢至像との間に見られる、前傾姿勢の傾斜角度、口唇部の造り、股間の衣文の造作などの技法上の若干の相違は、同一工房における仏師の違いを示しているものと思われる。両脇侍像の動きと風の表現を意図した造形は、この時期にあつて出色の出来である。

精緻で穏やかな表情、浅い衣文を細やかに重ねた衲衣、均整のとれた体軀の表現など定朝様の典型的な都作である。しかし、中尊に見られるやや膨らみのある頬の肉取り、細く伏せた両眼、固さを感じさせる衣文の表現、また両脇侍に見られる高い髻や天衣の翻りの表現など、全体に形式化と装飾化がやや進んでおり、制作は平安時代末期ないしは鎌倉時代ごく初期と考えられる。

本像は典型的な都ぶり示す装飾性豊かな阿弥陀三尊像で保存も完好であり、組み合わせの特異な鎌倉時代前期の作品として注目されるものである。

（石川登志雄）



勢至菩薩坐像



觀音菩薩坐像



同上左側面



同上左側面

もくぞうじくとうえんくぞう
木造坐堂円瞿坐像

一 軀（彫刻・指定）

京都市左京区上高野水車町二〇

宗教法人 栖賢寺

法量 像高一・〇cm 頂―頸二四・五cm 耳張一九・三cm

面幅一四・八cm 面奥二〇・三cm 臂張六一・八cm

胸厚二七・八cm 腹厚三三・六cm 坐奥六一・三cm

膝張六八・六cm 裾張七八・八cm 膝高六一四・七cm

膝高右一三・二cm 法衣重下部長三九・三cm

時代 南北朝時代

ヒノキ材、寄木造、彩色を施し、玉眼を嵌入する。円頂で法衣を着し、環のある袈裟をまとい、椅子に結跏趺坐する。両手は膝上で下向きに全指を握る。もとは払子を執っていたと推定される。両脚部前方に法衣と袈裟が垂下する。

頭部は耳の後の位置で前後に二材を矧ぎ、右頭頂から耳を含んで右顎に至る辺りに別材を貼る。体部は前後二材矧ぎであるが、肩部近くは二材が相接しているのに対し、下に行くに従い徐々にその間隔を開け、材の末端部では六・〇cmまで開いており、両材の間を左右各二個の柄で連結している。この体部材は後方材の体背面となる部分を除いて、地付から三・二cmの高さで裁断される。左体側部に一材、右体側部に前後二材を矧ぐ。

両脚部横木一材。両袖先に各一材を矧ぎ、両手先各一材を袖口に挿入する。法衣、袈裟垂下部に横木一材を矧ぐ。全体に内刳りを入れる。両手先部を除いて全体に布貼り、白色下地、彩色とする。肉身部肉色、法衣は白地に蓮華と七宝文、袈裟田相部に四葉文が表わされる（桑葉部は不明）。

保存状況は袈裟の環、環から垂下の紐、両手先、左足膝前の衣、右足膝下の衣文、持物を後補とする。左足膝下衣文の一部、椅子を欠失する。

像主の坐堂円瞿（？）（一三七八）は、諸山位の摂津栖賢寺の開山で、元徳元年（一一三二）元から来朝した禅僧明極楚俊についてその法を

嗣ぎ、翌年明極が北条高時により鎌倉建長寺の住持に招された際に随侍して共に遷り、版首に据えられ兼弘提唱を行なった。その後、明極が開山となり赤松氏が開基檀越である摂津の広嚴寺（諸山位、神戸市中央区）第二世に出世し、ついで摂津に栖賢寺（尼崎市）を開き、応安末年に京都万寿寺、さらに播磨の法雲寺（十利位、兵庫県赤穂郡上郡町）に遷った後、永和四年（一一三八）一〇月一八日栖賢寺に帰り寂した（『本朝高僧伝』）。

額と眉間に横皺を刻み、顴骨が張り、大きめの口元を強く結んだ表情など個性的で気迫のこもった風貌は、「不随前釈迦、不待後弥勒、出世於中間、分身千百億」との遺偈を残した師の面目躍如たるものがある。このような面相を写実的に捉える方法は京都・長楽寺の一鎮坐像（重要文化財）に相通するものがある。

本像は、寿像、遺像いずれとも決し難いが、その逼真的な面貌表現から、師の没前後の制作と推定される。栖賢寺に早くから本像を祀る御影堂があったことが推測される。

本像に見る克明な写実的表現は、南北朝時代に全盛を迎える肖像彫刻のなかにあつて、なお鎌倉時代以来のリアリズムを旨とする堅実な表現を色濃く残す注目すべき作品であり、また坐堂の唯一の肖像として貴重な遺例である。

（石川登志雄）



右側面



正面



左側面



背面

石燈籠

一基（工芸品・指定）

与謝郡加悦町字加悦小字天神山五〇——

宗教法人 天満神社

法量

総高（宝珠・基礎）二五・六 cm 基礎高三三・五 cm

竿高七七・三 cm 中台二三・三 cm 火袋高四六・〇 cm

笠高三三・五 cm 請花高一六・〇 cm 宝珠高一七・〇 cm

時代 鎌倉時代

花崗岩製。八角形、円筒竿、火袋大面取りの石燈籠で、三石からなる四角形の台石上に立っている。

基礎は正八角形で、側面に格狭間を彫り、その上に一段の立蓮華の造り出しを設け、蓮華文の敷座をつくって、その上に丸形の一段の造り出しを付ける。

竿は円筒形、三節につくり、上下節は帯二条、中節は三条とし中央の一条には連珠文をめぐらす。

中台は八角形で、下面に十六蓮弁の仰蓮華を刻出し、その下に一段の造り出しを付ける。側面各二区に分ち、中に格狭間を刻む。さらに上面に一段の造り出しを設ける。

火袋は各面上、中、下の三段にわけ、正背左右に方形の火口をつくり、火処は低平な方形とする。上段は縦に櫛子を刻し、下段は火口面を二区、大面取りの四面を一区にわけ、それぞれ格狭間を刻む。中段は円相を表わし、四仏の種字を刻出する。

笠は先に蕨手をつくり、その上に八角形の露盤を作り出す。請花・宝珠は別石で、柄差しとする。

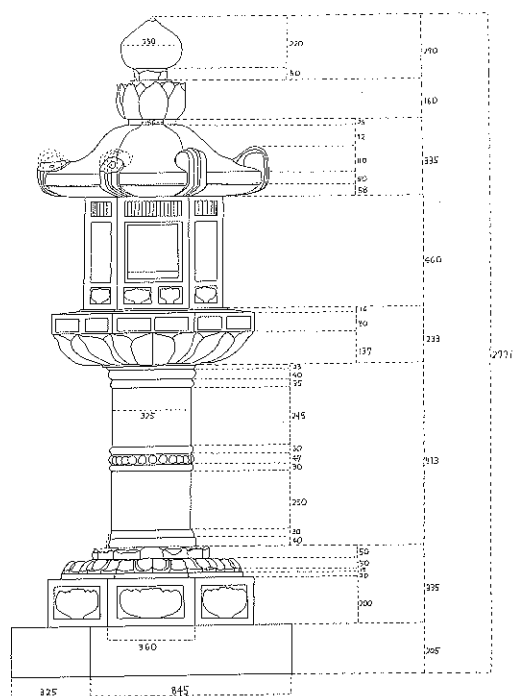
なお蕨手三個欠失し、基礎上部の立上り部に小割損があり、請花を後補とする。

加悦天満神社は、与謝郡加悦町にあり、菅原道真を祀り、後に大己貴命・少彦名命を合祀する。天正一五年（一五八七）現在の野田川町四辻の天神が丘から加悦の小字宮野に、さらに現在地に遷座したと伝える。現在の天満神社の背後に延喜式内社の吾野神社があり、もとはこの神社の石燈籠であった可能性もある。

石燈籠は現在天神神社本殿向かって左側にある。八角形円筒竿で、永仁三年（一二九五）銘石清水八幡宮六角形石燈籠、旧報恩寺八角形石燈籠（現在北村ひろ氏蔵）、徳治二年（一三〇七）銘大宮売神社石燈籠（以上鎌倉時代、重文）、あるいは薄田野神社石燈籠（鎌倉時代、府指定）などと同様、基礎の上に一段の造り出しを設け、その上に伏蓮華文を置き中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫るなど、全体的な特徴から見ても鎌倉時代後期の制作と思われる。

この石燈籠は丈高く重厚であり、また保存状態も比較的良好であり、大宮売神社のものとともに丹後地方を代表する石燈籠といえる。

（石川登志雄）



実測図



全景



基礎



宝珠一中台

なりあいもんじよ
成相寺文書・制札

附 成相寺古記

六通・四枚（古文書・指定）

一冊

宮津市字成相寺三三九

宗教法人 成相寺

時代 室町時代、江戸時代

目録

①寛正七年（一四六六）閏二月一八日 刑部家秀石河庄仏明寺分東西

別当職売券 一通

楮紙 縦二八・五 横四一・〇 cm

②大永六年（一五二六）五月三日 成吉直衛丹後国日置郷国富分米銭

納所注文 一通

楮紙 縦二六・八 横九〇・五 cm

③大永六年（一五二六）六月二二日 成吉直衛書状

楮紙 縦二八・一 横四七・一 cm

④大永六年（一五二六）六月二二日 某日咲書下

楮紙 縦二八・〇 横四二・八 cm

⑤天正八年（一五八〇）八月一七日 明智光秀・長岡藤孝・忠興連署

禁制 一通

楮紙 縦二七・〇 横四一・八 cm

⑥天正九年（一五八一）一〇月二八日 長岡藤孝奉行入連署成相寺寄

進分田畠等目録写 一通

楮紙 縦二七・八 横四二・八 cm

⑦年月日未詳 丹後守護一色義直禁制

木札 縦五六・二 横二四・二 厚二・四 cm

⑧天正八年（一五八〇）九月日 長岡藤孝・忠興連署禁制

木札 縦三九・五 横二九・五 厚一・八 cm

⑨慶長六年（一六〇一）四月二四日 京極高知奉行人天野小左衛門尉

他二名連署禁制 一枚

木札 縦二九・五 横三〇・二 厚一・二 cm

⑩慶長六年（一六〇一）十一月日 京極高知禁制

一枚

附 成相寺古記

木札 縦三七・九 横二九・二 厚一・一 cm

一冊

冊子装 縦二八・二 横二〇・二 cm

成相寺は、天橋立を眼下に見る丹後国の景勝の地にあり、山号を施谷山と称する。『華頂要略』では聖徳太子を開基とするが、寺蔵の『成相寺古記』では「古記伝に云わく」として、文武天皇の慶雲元年（七〇四）に眞者の開山に成るといい、『伽藍開基記』では慶雲年中に眞上人が観世音菩薩を安置したことに始まるという。『丹後国諸庄園郷保惣田数帳写』には、室町時代の中ごろには与謝・丹波両郡で合計九箇所、都合六〇町余の所領があったことが知られる。

本資料は西国三十三所観音霊場第二八番札所である成相寺に伝来した室町、江戸時代の文書六通と、制札四面である。

①は竹野郡網野郷の領主刑部右京亮家秀が、与謝郡石河庄仏明寺分東西別当職を延命寺当住持に売渡した時の売券。②③④は一連のもので、丹後各地に一〇〇町余の所領を持つ土豪成吉直衛が日置郷国富保内の土地を成相寺永明院に売却した時のもの。⑤は同年八月二日、丹波・丹後平定の功によって、織田信長から丹波を明智光秀、丹後を長岡藤孝（細川幽斎）に宛行われたあとを受けて、光秀・藤孝・忠興が成相寺膝下の江尻村に三箇条の禁制を發したものの。これは光秀が丹後国内に發した現存唯一の文書であり、かつ三者が連署したものは珍しい。⑥は長岡氏から成相寺に寄進した田畠目録の写。⑦⑧⑨は木製の禁制で、いずれも三箇条からなる。⑦は袖判の花押から丹後守護一色義直の發した禁制と知れる。周囲焼損のため残念ながら発給年月日を欠くが、義直は宝徳三年（一四五二）と文明六（一六〇一）に丹後守護となっており、この禁制は応仁の乱前後の混乱期に發せられたもので、成相寺の困難な歴史を物語るものと言える。一色氏は室町時代を通じては一貫して丹後守護の職にあったが、一色氏発給の文書は現在丹後地域に一通もその存在は確認されておらず、この禁制が唯一の遺例といえる。なお禁制の三箇条目に「寺辺放飼牛馬事」とあるのは、南北朝時代の『慕婦絵詞』の

なかで、成相寺付近に牛二頭が描かれていることと考え合わせて、中世の成相寺付近で牛馬の放牧が行われていたことを示す史料としても貴重である。形状は、恐らくは戦乱の災禍のためか、縦両側部の焼損が著しく当初の全幅を判じ得ないが、後世のものに比べるとやや縦長となっている。檜材で板の中央縦に二箇所釘穴がある。⑧は長岡藤孝・忠興父子、⑩は長岡氏の後を襲った京極高知によって発せられたもので、軍勢甲乙人等濫妨狼籍事以下三箇条とも同文の禁制である。

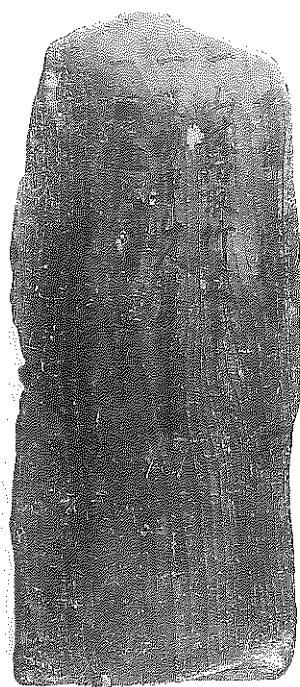


⑤明智光秀・長岡藤孝・忠興連署禁制

の子掘りを禁じた珍しいものである。
なお、附の成相寺古記は江戸時代に中世から近世にかけての成相寺の史実と伝承をまとめたもので、成相寺の歴史を理解する上で助けとなる。

これら文書は中世成相寺における所領構成の一端を示すものとして重要であり、また一色義直・明智光秀発給の禁制は丹後守護一色氏あるいは明智氏発給の丹後国における唯一の遺例として、長岡藤孝・同忠興・京極高知等の禁制とともにその歴史的価値は極めて高い。

(石川登志雄)



⑥丹後守護一色義直禁制

ちょうしけんしん
調子家文書

六四三點 (古文書・指定)

長岡京市調子一―一四―三

調子 武俊 (一部、京都府立山城郷土資料館寄託)

員数内訳 掛幅装 一幅 (三通) 屏風 一隻 (六通)

額装 一面 (一通) 卷子装 七卷 (九九通)

未表装 一三三冊 二鋪 一帖 三九九通

時代 鎌倉時代、明治時代

調子家文書は、長岡京市調子に在住する調子家に伝来した中世から近代にかけての古文書群である。一部卷子等に装幀されているが、大部分は未表装であり、二五箱に分かれて伝来している。現在、掛幅等一〇点が調子家に保管されているのは、京都府立山城郷土資料館に寄託されている。

調子家の系譜は、平安時代の下級官人である下毛野氏に遡る。下毛野氏は、院や摂関家等の身辺警固にあたる武官の隨身を務める家柄で、院政期以降は摂関家(近衛家)の隨身を務めるようになった。鎌倉時代の下毛野一族は、山城国調子庄(長岡京市)を始め、畿内各地の散所等を支配していたが、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて一族の盛衰をくり返し、室町時代初期、調子武音の時代には、調子庄、丹波石田庄(亀岡市)及び近江三上左散所(滋賀県野洲郡)等の所領を保持したとみられる。調子という姓が確認できるのも、武音の頃からである。その後、調子家は勢力の浮沈を重ねながら、戦国期には調子庄に基盤を持つ小土豪に成長した。近世に入ると、幕府から調子村七〇石を与えられ、これを支配するとともに、代々近衛家の隨身を務めた。

中世文書は約百通伝来しており、①隨身の装束に関する文書、②調子家の所領・所職に関する文書、③戦国期の武将からの書状類に大別される。①は、鎌倉時代後期の正月行事における隨身の装束についての記録や有力貴族からの問い合わせの書状がある。②は約六〇通ほどの伝来し、中世文書の中心をなす。文書の年代は南北朝時代から室町時代中期にかけてに集中しており、当該期の調子家の所領構成を具体的に示す文書として貴重である。なかでも、丹波石田本新庄平洛分下司

職をめぐる文書がまとまっているが、調子家の所領支配が次第に困難な状況に直面していき、権益の維持のために幕府・守護勢力に懸命の働きかけを行っていた様子を窺うことができる。③は、戦国期から近世初頭にかけての武将からの書状類であり、小土豪としての調子家の動向を知ることのできる史料である。差出人としては、飯尾為房、茨木長隆、細川幽斎及び伊達政宗等が挙げられる。特に、調子家が松、楓等庭木の栽培、販売に關与している点が興味深い。

近世文書は約五五〇通伝来しており、①職掌に関する文書②調子村の領主支配に関する文書③瑞泉寺に伝来した文書④調子家の私文書に大別される。①は、隨身の家格を示す口宣案が中心であり、隨身としての活動を知る上での基本史料である。口宣案は、天正一七年(一五八九)から慶応元年(一八六五)までの五五通が残る。②は、將軍からの朱印状や調子村の検地帳、村方からの願書等が含まれる。調子村は、太閤検地によつて一四二石余が蔵入地となり、残り七〇石を調子家が知行していたと考えられる。慶長六年(一六〇一)に蔵入地分は正親町家領になった。以後幕末まで、正親町家領が一四二石余、調子家領が七〇石、計二一四石余の相給の村であった。歴代將軍朱印状は、徳川秀忠朱印状の写をはじめ、以後家綱(写)、綱吉、吉宗、家重、家齊、家定、家慶のものが残る。また、天正一七年(一五八九)及び慶長六年(一六〇一)の検地帳は、近世初頭の調子村の土地利用状況を知らうえでの基礎史料として貴重である。他に、村方からの願書等約二〇〇通が残る。これらは近世調子村の基礎史料として重要である。

③の瑞泉寺は、寛永年間に調子武俊の末子氏清(了蓮)が調子家の領地内に再興した寺院で、菩提寺として、調子家の支配を受けた律宗寺院である。瑞泉寺は幕末に廃絶し、それに伴い瑞泉寺に伝来していた文書類が調子家に移管されたと考えられる。

以上のように、調子家文書は、いわゆる公家でも武家でもない下級官人家の中世から近世にかけての歴史を物語る古文書である。このような家職を持つ家の古文書が連綿と伝来していることは類例がなく、その価値は極めて高い。

(地主智彦)

正和三年正月人々装束書上

一日 同白也仁德乃存其意漢所と云は終

二日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

三日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

四日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

五日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

六日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

七日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

八日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

九日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

十日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

十一日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

十二日 期親行幸同白也仁德乃存其意漢所と云は終

正和三年正月人々装束書上

謀焉 武遠國七前群相子度

并河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

河内國石田庄

応永17年11月19日 調子武遠讓伏

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

(文禄4年) 9月25日 伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

伊達政宗書状

年未詳3月10日 細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

細川幽斎書状

金戒光明寺再興勸進状

こんかいこうみょうしんじょうこうかんしんじょう
よしたでらさんこうかんしんじょう

吉田寺再興勸進状

京都市左京区黒谷町二二

宗教法人 金戒光明寺

法量 金戒光明寺 縦 三四・一 cm 横 三四五・〇 cm

吉田寺 縦 三二・一 cm 横 一六一・七 cm

形状 いずれも卷子装

品質 金戒光明寺

鳥の子紙七紙継ぎ。但し、巻末の一紙は、後補の軸巻紙。真鍮金にて、界高二八・五 cm、界幅三・九 cmの界線をひく。天地界は、二重線。界線内に一紙一二から一三行、一行一から一五文字にて、勸進の意を真名にて記す。天地に、金銀箔、野毛、砂子を散らす。後補の裏打紙にも、金箔、金銀野毛、砂子を散らす。楮紙打紙四紙継ぎ。真鍮金にて界高二六・七 cm、界幅二・九 cmの界線をひく。界線内に一紙一七行、一行約一四から二〇文字にて勸進の意を漢字仮名まじりで記す。天地に金銀箔、砂子を散らす。後補の裏打紙にも、金箔、金銀野毛、砂子を散らす。

時代 金戒光明寺 室町時代 永正九年 (一五二二)

吉田寺 室町時代 大永三年 (一五二三)

金戒光明寺は、法然が叡空より附嘱され、念仏説法の間としたのに始まる。以後、信空、湛空等が法脈を継承し、次第に堂舎が整えられた。室町時代には念仏と戒律の寺として公武の保護を受けたが、応仁の乱によって焼亡した。

金戒光明寺再興勸進状は、応仁の乱によって焼亡した当寺を永正九年(一五二二)に再興しようとした際に、広く寄附を募るため、当山一七世の極譽理上人が当寺の沿革と再興の趣旨を述べたものである。

本文は、はじめに当寺が法然勸化の地、浄土宗最初の地であり、応仁の乱で灰燼に帰したことを記す。次に、法然の來歴を述べ、承安五年(一一七五)に比叡山黒谷から当地に移り、新黒谷と号して浄土宗最初門となったこと、当地において熊谷直実が法然に謁し出家したことと述べた後、十方に奉加を求めている。また、文末に当寺安置の本尊及び鎮守を書き上げた後、「前天台座主准三宮尊應 八十一歳ノ書之(花押)」と記され、本勸進状が青蓮院門跡の尊応法親王の筆によることが知られる。尊応法親王(一四三二―一五一四)は、二条良基の息として生まれ、永享九年(一四三七)に青蓮院に入室した。尊応の筆としては、永正一〇年(一五一一)に記された鞍馬寺縁起の詞書等が知られる。

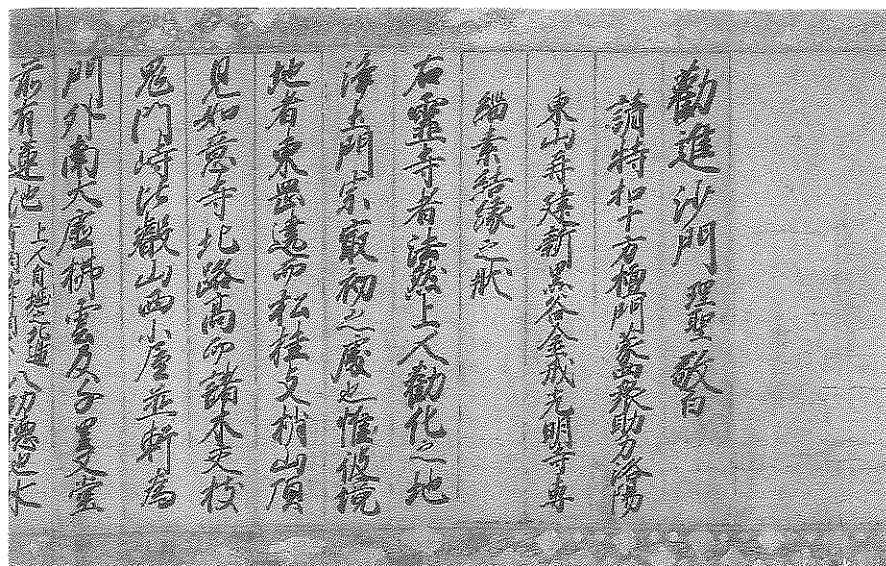
一方、吉田寺は天平年間に吉備真備が行基とともに千手観音像を作り、吉田寺観音院と号す一字を中山に建立し、彼の像を安置したことには始まると伝える。中山は、黒谷から吉田山に至る間の地名で、古くより葬送の地であるとともに、貴族の持仏堂が當まれた土地である。「吉記」養和元年(一一八一)九月二日条に「參中山観音堂」と記され、吉田寺の存在を確認できるが、その後寺運は衰退し応仁の乱で堂舎が破壊されたという。

吉田寺再興勸進状は、同様に大永三年(一五二三)に吉田寺を再興しようとした際に、広く寄附を募るため、勸進僧聖見が寺の沿革と再興の趣旨を述べたものである。本文は、はじめに当寺は聖武天皇の勅命をうけて、吉備大臣(真備)が建立したこと。本尊千手観音は行基の作で、十方衆生の化縁が盛んだったこと。吉備大臣が自分の髪を鏡と共に、堂舎の前の石塔に収めたことが火災をのがれる験であったことを述べる。しかし、年を経るうちに荒廃し、更に応仁の乱において破壊された。永正年間に立柱があったが、造営事業が続かなかつたと記す。そのため、現状を憂いた勸進僧聖見が興隆のために多くの人々の支援を求めたものが本状である。

ところで、金戒光明寺はこの再興事業によって、仏殿、御影堂が再建されたといひ、さらに近世に入ると、豊臣家、徳川家の保護を受け、浄土宗四箇本山の一つとして、整備されていく。一方、吉田寺の再興

もある程度の成果をあげたと伝えられるが、再び衰退し、正保三年（一六四六）頃良仁親王（後西天皇）が当寺を再興したという。

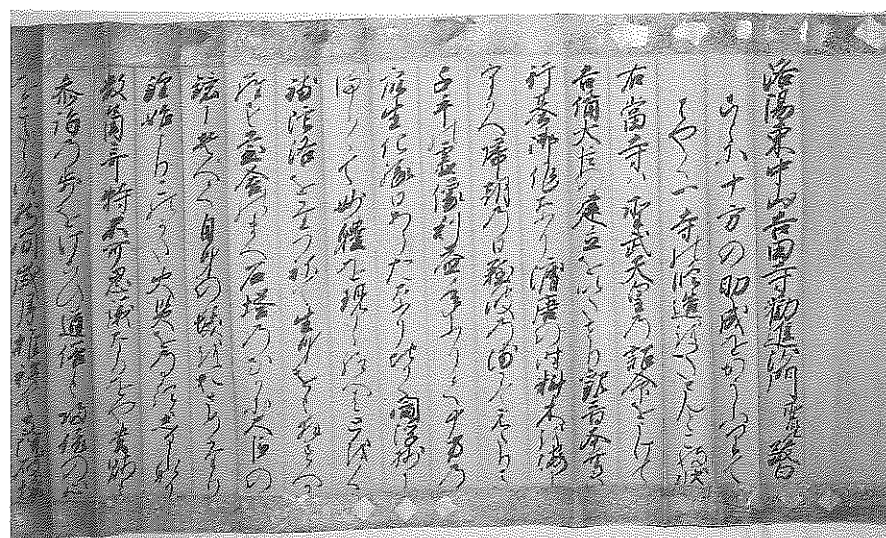
しかし、吉田寺はまもなく荒廃したようで、寛文一〇年（一六七〇）に吉田寺の千手観音像を始め諸道具が金戒光明寺に移管された。吉田寺再興勸進状もこの時に、金戒光明寺に移されたものと考えられる。



金戒光明寺再興勸進状（巻首）

なお、この千手観音像も現在金戒光明寺の所有になり、旧吉田寺本尊として重要文化財に指定されている。

両勸進状ともに、中世の両寺に係る数少ない史料として、また、装飾紙に能書が筆を執った室町時代後期の勸進状の優品として貴重である。



吉田寺再興勸進状（巻首）

（地主智彦）

法常寺一絲文守他歴代関係資料

一括 (三三七点) (歴史資料・指定)

亀岡市畑野町千ヶ畑藤垣内一

宗教法人 法常寺

内容

- (一) 書跡・文書類 三〇幅、七帖、二二卷、二二通
- (二) 歴代藏書・稿本類 一三八冊
- (三) 絵画類 一九幅
- (四) 工芸品 四面、二合、三口、一簞

時代 江戸時代

法常寺は亀岡市畑野町にある臨済宗妙心寺派の禅宗寺院で、一絲文守(一六〇八〜四六)を開山とし、山号を大梅山という。一絲は慶長一三年(一六〇八)岩倉具光の三男の生まれ、寛永七年(一六三〇)頃洛西西岡村の開夢庵に隠栖した後、寛永九年に丹波千ヶ畑に小さな草庵を結び、翌々年これを桐江庵と称してここに閑居していたが、後水尾法皇の援助を受けて寺観を整え、法常寺と号するようになった。後水尾法皇を初め歴代の天皇や親王家、近衛・烏丸家等の諸堂上家の崇敬を受け、また歴代一絲文守の法系を受け嗣いだ学僧を輩出した。これに關係して当寺には開山の一絲文守を初め歴代に關するものや歴代天皇家、公家から贈られた関係資料が多く伝えられている。

(一)は一絲以下歴代の住持、後水尾法皇以下歴代天皇・親王・諸宮家、近衛・烏丸家以下諸堂上家を中心とする書跡および古文書類がおもである。寛永一七年(一六四〇)後水尾法皇が一絲文守の丹波千ヶ畑山居の様子を下問したのに応じ山居の偈十首を賦して献上したものの山居詩十首の自筆本や、京都所司代板倉重宗に与えた法語、愚堂東亮から受けた印可状、後水尾法皇宸筆の金剛般若經の要文三首を題にして詠んだ古則御詠や「大梅山」「法常寺」の額字、一絲開基で後水尾天皇勅願の法常・靈源両寺が「鳥の両翼」のごとく栄えるようにとの靈元天皇宸翰諡号勅書(両翼宸翰)のほか歴代天皇の宸翰・綸旨・女房奉書などがある。また卷子装になった三巻の書簡集は、烏丸光広、近衛信尋、沢庵宗彭等から一絲宛のものや、近衛・愛宕・千種・柳原

の諸公家衆から法常寺歴代に宛られた書状の多くを集めている。

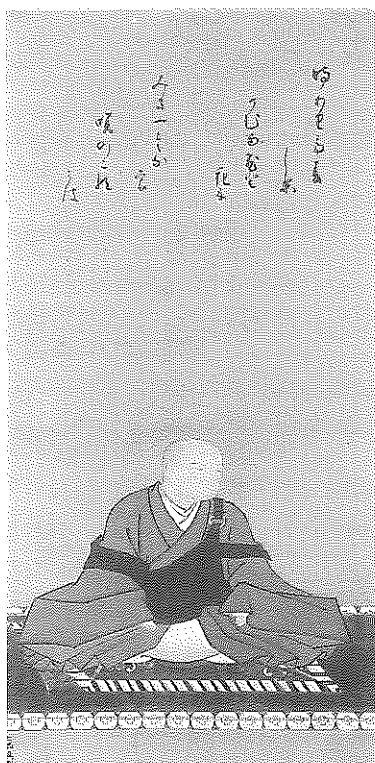
(二)は一絲が作った詩文や偈頌等の稿本、「式絲」朱印のある一絲藏書本を初めとする歴代藏書本である。寛永二〇年(一六四三)春、法常寺で一絲が後水尾法皇の近臣と催した夜話を集成した自筆本や一絲の原稿ノートとも言うべき開山国師草稿集を初め、歴代の著作や語録類、あるいは禅宗関係典籍のさまざまな手沢本類が多く伝わっている。

(三)は一絲文守(二幅)を初めとする歴代頂相一二幅、後水尾天皇像一幅、一絲筆「出山釈迦像」「文殊菩薩像」二幅ほか、後水尾天皇の皇子真敬親王・皇女文智女王・光子内親王等の筆になる絵画四幅などがある。

(四)は後水尾天皇宸筆の「大梅山」「法常寺」の額字をもとにして制作された扁額、後水尾天皇が修学院離宮に窯を作って制作したいわゆる「修学院焼」と称する焼物、歴代天皇から贈られた陶磁器類や金工品などである。

これらの資料は、江戸時代初期の朝廷や公家衆に禅宗の影響を強く与え、かつ文芸的な才能の豊かであった一絲文守の思想と事績をよく伝えるとともに、丹波僻境の法常寺にあって一絲の法灯を守り伝えた歴代の関係資料を数多く今に残し、近世禅宗史研究上に価値が高い。

(石川登志雄)



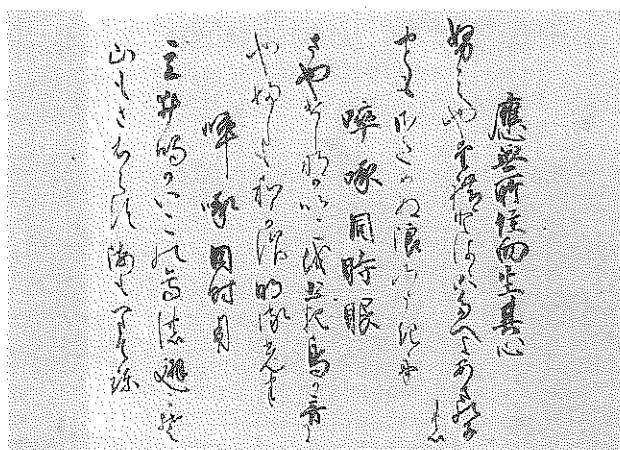
後水尾法皇像



一絲文守像



扁額



後水尾法皇宸翰古側御詠

無形文化財

友禪ゆうぜん

(保持者) 森口邦彦
(指定)

昭和十六年二月十八日生

京都市中京区小川通一条下ル古城町三三三番地

友禪

江戸時代の染織文化は、上方を中心とした中期以前と江戸文化が華開いた後期の大きく二つに分けることができる。中期以前は伝統的な絞染と縞箔などが重厚な美しさを誇り、中・後期にかけては友禪染を中心とした平明華麗な染の世界が展開する。江戸時代には、幕府からしばしば奢侈禁止令が出されたが、特に天和三年（一六八三）の禁令は厳しいもので、金紗、刺繍、総鹿子を施した華美な衣服は、制作とともに着用も禁止された。一方、洗練された華奢なものを好む方向へ美意識が変化したこともあって、それまでとは違った美しさを求めて染が研究された結果、禁令には触れない染織美が完成した。これが貞享・元禄期に宮崎友禪によって完成された友禪染である。友禪染は糊防染を特色とする文様染で、完成までには多くの工程を経るが、自由な構図で、自在に多彩を駆使して染め上げる世界屈指の文様染で、時代の好みとも合って人々に受け入れられ、大いにもてはやされて、今日に至るまで日本の文様染の代名詞になった。

友禪染の最も基本的な技法は手描き友禪で、その工程は多岐にわたる分業から成る。以下にそのあらましを述べる。

意匠図案は、文様の主題、配色、表現技法等を勘案して作成する。下絵はそれに基づき生地に青花で描いていく。糊置は下絵に従って糊を置くもので、のびのびと糸目糊を置くには相当の技術が必要である。糊は米粉を素材とし、処方は各家独自のものです、高い技量に裏付けら

れた経験を要するが、現代ではゴム糊を使うことも多い。あたかも糸のように細い糊の線を糸目と称しているが、これこそが細かな文様染を可能にした友禪染の骨格となる。糊置の後生地に豆汁を引き、下から火であぶって乾燥させながら色を挿すが、この工程を特に「友禪」と呼んで重要視する。その後糊置、色挿した生地を蒸し、水洗し、染料を定着させると同時に不用品な染料や糊を落して冴えた色彩を染めあらわす。次に文様部分に伏せ糊を行い、地染をしてから再度蒸し、水洗する。続いて、湯のし、張り、最後に補正をすれば完成である。

友禪は京都を中心とし、加賀藩が積極的に工芸の振興策をとった金沢、各地から集まった工人が新しい意匠を目指した東京などでも制作される。中でも京友禪は洗練された雅やかさを基本に、時代の息吹を最も敏感に取り入れた斬新な図案に大胆な色彩を施した独自性に富むものであり、今日でも全国生産の八割以上は京都で制作されている。

友禪染流行の原因について、『友禪ひいなかた』（貞享五年刊）には「古風の賤しからぬをふくみて 今様の香車（華奢）なる物数奇にかな」ったから「上は日のめもしらぬおく方 下はとろふむ女のわらはにいたるまで此風流になれり」とあるほどに流行した。このように、友禪染はその完成から今日に至るまで、伝統を重んじた品格の高いものであると同時に、常に現代感覚を取り込んだものであったからこそ、多くの人々に愛用されてきた。その特徴は現代にも着実に受け継がれており、そこに今後の更なる可能性が秘められている。

森口邦彦

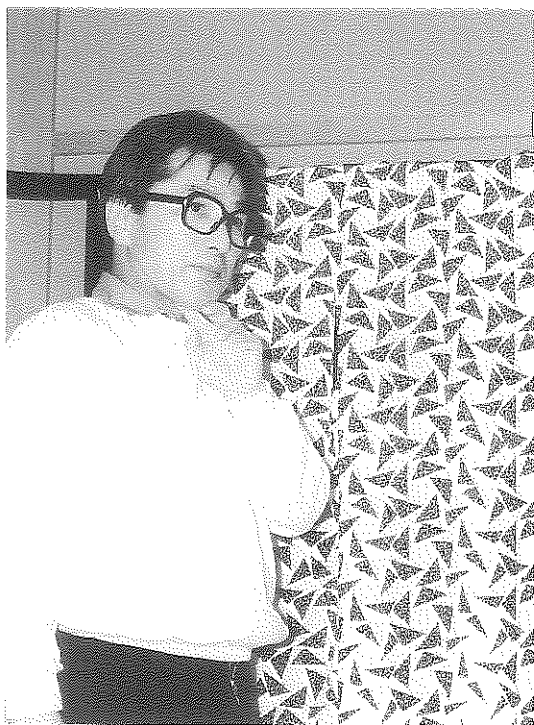
森口邦彦氏は、昭和十六年、森口華弘の次男として京都市中京区に生まれた。高校時代から日本画を始め、京都市立美術大学に進み、本格的に日本画を学ぶ。そのかたわら日仏学館でフランス語を修め、卒業後渡仏、パリ国立高等装飾美術学校で建築学、インテリア・デザイン、グラフィック・デザインを学び、優秀な成績で卒業した。その後の進路を決めかねていた氏は、日本文化にも大変造詣の深い画家バルチウスから「文化の連続性とは、その時代時代に新しく生まれ来るものを繋いでいくことであり、そこに生まれ育ったもののしか継承し得

ないもの」と論され、強い感銘を受けたことから、友禪の道に入ることを決意し、昭和四十一年暮に帰国、父について本格的に友禪を始めた。

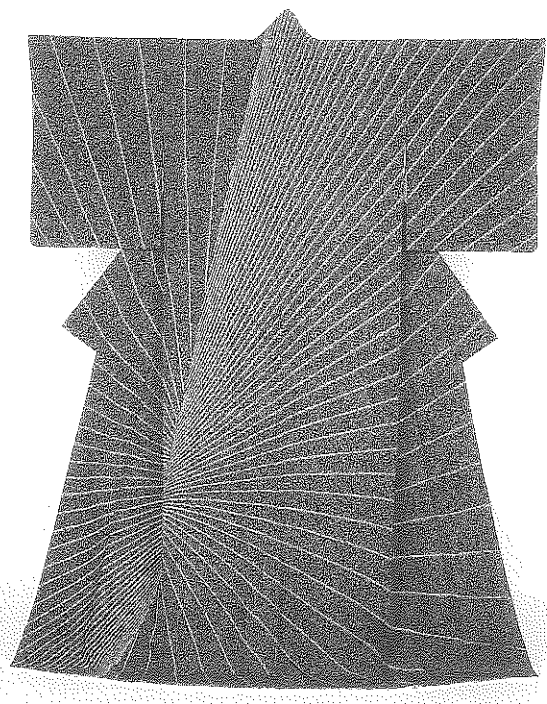
昭和四十二年、父華弘は、高度な技術と獨創性に富んだ優れた意匠力を高く評価され重要無形文化財保持者に認定される。こうした父を師とする環境は通常より遅く友禪に志した氏にとつては大変幸運であった。氏の目標は、明治の近代化の過程で極端に産業化され、形骸化したまま戦後をむかえた友禪に対して、時代性を取り入れるという友禪が持つ本来の姿を取り戻すことであった。この点については、父華弘の方向性を受け継ぐものであるが、題材は父のように花鳥風月を主題とせず、陰と陽の転換、地と文様の逆転といった新しい発想による「変化していく意匠」により、時間の要素を文様で表現するという、これまで誰も着目していなかったものであった。この年、第十四回日本伝統工芸展に、円と正方形をテーマに、形を描かずともそう見えるように意図した「光」を初出品し、初入選、かつてない斬新なデザインが高く評価され、自信をつけた氏は、以後、高度な造形力をもとに点、線、面の組み合わせに色、形を複合させた幾何学文様による作品の制作を続ける。主な舞台は日本伝統工芸展で、昭和四十四年の第十六回展では「千花」でNHK会長賞、昭和四十八年の第二十回展では「溪流」で朝日新聞社賞を受賞、翌年の日本伝統工芸展で鑑査委員を務めたのを皮切りに、以後同展の鑑査委員等を歴任する。

氏は、友禪は作品である以前に人の体を包む着物であり、着用し立体として動くものであることに創作の原点を置く。肩、腰、足の縦につながる身体ラインに新しいデザイン空間があるし、そこに「絵画」であり、彫刻であり、映像でもある「友禪」を求めている。近年は「楔形花片漸層紋様」（平成二年）、「緑陰」（平成三年）のように幾何学文様の展開から自然を写生したかのようなこれまでにない文様を創造して、新たな境地を開き、「緑陰」は芸術選奨文部大臣賞を受賞した。平成四年から日本工芸会常任理事を務め、会の運営に尽力する一方、各種国際染織展の審査員等を引き受けるなど、友禪のみならず工芸全般の発展にも貢献しており、その存在は重要である。

（原田三壽）



森口 邦彦



光波（平成元年、第36回日本伝統工芸展出品作 広島県立美術館蔵）

桐塑人形

(保持者) 林 駒夫

(指定)

昭和十一年十月二十二日生
京都市上京区中長者町室町西入東長者町五四五番地

桐塑人形

人形の始まりは、神に豊作や除災を願う信仰やまじないの対象としての「形代」、^{ひなだて}「人形」と考えられ、それらは祈りを強く込めた人間の雛形として制作されたものであった。それが時代を経るにつれ、祓いの精神が薄れ、装飾的要素も加わって、次第に姿・形が変化し、今日の人々がめぐる人形が完成する。

平安時代、「源氏物語」に見るように、既に「ひいなあそび」が行われ、もてあそびの人形が成立していたことがうかがえるが、室町時代には雛遊びが「ひなまつり」と呼ばれ、白酒や餅を食べる行事となった。この雛祭は江戸時代に入るとますます盛んになるが、最初は姉妹人形のような紙雛であったといわれる。やがて次第に形式が整えられて、寛永年間には、寛永雛、享保年間には享保雛など特色ある人形が作り出された。京都はこれら雛制作の中心地であり、その他にも木彫の彩色裸体人形に衣装を着せた衣裳人形、木彫の生地^{しんぢ}に金箔等を多用し、極彩色の絵の具を使って盛り上げた豪華な嵯峨人形、木彫に各種の裂地^{さげ}をきめこんだ賀茂人形、胡粉の塗上肌を大切にし、大きな頭と白い肌を特徴とする御所人形などが盛んに制作された。これら京都で作られた人形は京人形と総称することができる。

京人形は、例えば雛人形や衣装人形などでは、完成までに頭、髪付、手足、着付、小道具等といった高度に専門化した分業から成る。これに対し、それぞれの技術を発展的に継承しつつも一品制作にこだわりより芸術的な方向を目指したのが創作人形である。

桐塑人形は、桐の挽き粉を生麩糊^{しろうもの}で練って、木芯に肉付けをして作り上げるもので、木彫の味わいと桐塑の扱いやすさを備えながら、他の人形技法よりも細かい部分の表現が可能である。今日、胡桐塑人形とも呼ばれる胡桐塑は、桐塑に胡粉を混ぜることによって、粗い桐の

挽き粉を滑らかにすると同時に、桐塑に比べるとより艶があり、きめ細かく、堅牢度も高いという特徴がある。人形の制作は、まず芯となる木彫の補足したい部分に肉付けをし、次に塗と乾燥を繰り返した後彫刻刀等で削りこんで微調整を行う。乾燥後全体を磨き、地塗を行って生地を締め、置き上げ、中塗をしてさらに磨き、余分な胡粉をさらえ下地を整える。表面の仕上げには、彩色したり、裂地・和紙等を貼り込む。その後明礬^{めいらん}を溶かした水に膠を加えて作った礬砂^{はんさ}を全体に塗り、墨や絵の具がにじみ散るのを防いでから開眼すると完成である。他の人形に比べると多様な表現が可能のため、現代では多くの人がこの技法により制作している。

林 駒夫

林駒夫氏は、昭和十一年、京都市上京区に生まれた。生家は古い料亭であったことから、良質の什器などとともに多くの人形もあり、これらに囲まれて育つが、成長するにつれ人形への関心が次第にふくらみ、中高校生の頃には自ら制作するまでになった。その一方で文楽に傾倒し、能、歌舞伎にも強い興味を抱いた。生家は御所に近いこともあって周囲には装束師が多いが、氏の時代考証の綿密さはこうした環境から育まれたものが基本となっている。

昭和三十年、京都府立朱雀高校を卒業、十三世面庄岡本庄三に師事し、天児会^{あまのこかい}の結成に参画する。氏はここで、御所人形を中心とした伝統的な制作技法を学ぶとともに平中歳子と出会い、平中の仕事に強く啓発される。この平中との出会いは、桐塑や和紙を張り込んでいく創作人形の世界へ踏み込んでいくきっかけとなった。一方、人形制作と並行して昭和三十八年から能面師北沢如意に師事し面打ちを習い始める。これによって肉付けをしていく人形の仕事とは逆の「彫る」ことを学び、次第に創作の基礎を広げていった。

昭和三十九年、第十一回日本伝統工芸展にかぐや姫を主題にした「望」^{もち}を初出品し初入選、翌年の第十二回展には「寛弘女房」で連続入選を果たし、作家の道へ大きく一歩を踏み出した。第十八回展に「くさびら」、第十九回展には「桶取」で連続して賞候補にもなり、日本工

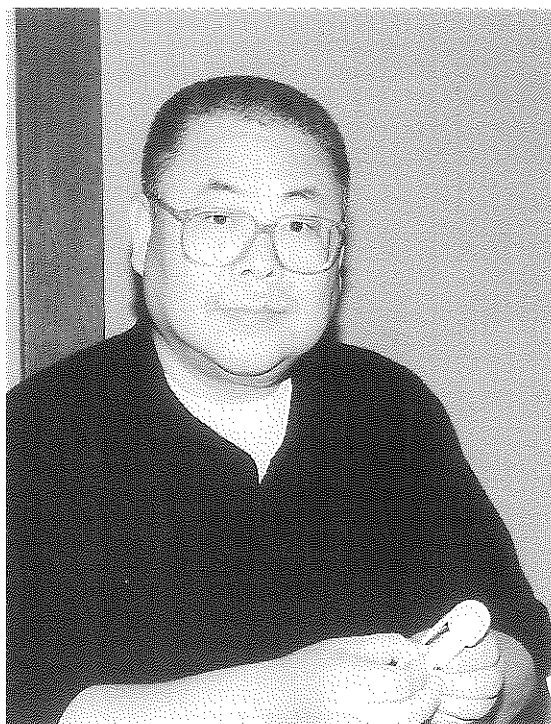
芸会正会員に推され大きな自信をつける。昭和四十八年、第二十回展では、「乙御前」により卓越した技術と品格に満ちた清新な作風が高く評価され、同展最高賞とされる日本工芸会総裁賞を受賞した。これまで人形の分野は、他の伝統工芸に比べて歴史も浅くいけば傍流視されていたため、この受賞は多くの人々を驚かせるもので、これにより氏は一躍脚光を浴びる存在となった。翌年の第二十一回展で初めて鑑査委員を務めたのを皮切りに、今日まで同展の鑑査委員、審査委員を歴任するなど、日本伝統工芸展を中心に活躍している。

伝統的な雛の制作に清新な作風を見せ、「雛の駒夫」と呼ばれる一方、小指ほどの芥子人形に驚くべき技の牙えを発揮するなど氏の創作領域は実に多彩である。しかしあくまで創作の中心は桐壺人形にある。仕上げには、色調が異なる和紙を貼り付けることによって、金銀箔や砂子、螺鈿等の衣装文様を表現するなど数々の工夫を凝らす。「タイル貼り」と称し、各色の和紙を米粒ほどの大きさに切り、それをまるで染め分けたように継ぎ目なく張り合わせて微妙な色彩の変化を表す手法、和紙の上に表具用の紗を貼って衣裳の立体感を表現し、独特の質感、風合いを出す「よれ木目込み」と呼ぶ技法等はこれまでの努力と工夫の成果であり、卓越した技量を見せる。

氏の作品には、舞楽、伎楽、能、狂言あるいは唐子などを題材にするものが多い。それらは、あくまで静かで凛とした格調の高さを持っている。古典芸能等の豊富な知識に裏付けられた綿密な時代考証、動作の一瞬を捉える高度な造形力、一点をも揺るがせない完璧性とその基本となっているからである。しかし近年は、時代考証等にはあまりとらわれず、何よりも題材の持つ生命感を第一に、心象風景ともいえる作品を制作することに注意をはらう。「人形のかたちを借りて、雲間から月がこぼれ、風が吹く、そんな目に見えぬ自然の様子」を表現したいというのが氏の目標であり、京都の花鳥風月にこだわりながら制作を続ける。

氏は、現在日本工芸会近畿支部副幹事長を務め、会の運営にも尽力する。伝統を踏まえた創作人形の世界を代表する作家であり、その存在は重要である。

(原田三壽)



林 駒夫



看花 (平成6年、第12回伝統工芸人形展出品作)

無形民俗文化財

おおよそ、かなをせり
大山の刀踊

(登録)
竹野郡丹後町大山
大山区

大山は、丹後における海上交通の中心だった間人の南方約一・五キロに位置し、集落の東方には竹野川によって形成された広い水田地帯が広がる。ここでは十月十日の志布比神社の祭礼に刀踊が奉納されている。

踊は、シンパチ一人、棒振二人、刀踊大勢（年により増減）、キヤーモチカキ四人、囃子方は太鼓打ち二人、太鼓持ち二人、歌うたい二人で構成される。シンパチは右手に軍配、棒振は右手に扇を持ち、左肩に紅白の色紙を巻いた約一メートルの棒を担ぐ。ともに中学生が当てるが、シンパチの方を年長者が務める。刀踊は右手に扇、左手で長さ約七センチの刀（戦前は真刀）の柄を持ち肩に担ぐ。キヤーモチカキは扇のみ持っている。これらは小学生が務めるが、中でもキヤーモチカキは年少の四人が当たる。キヤーモチカキのキヤーモチとはこの地方で草餅のことをいう。これは本来「踊り子」役で、古くはカンコ等を打っていたものと思われる。装束はいずれも紺の着物に櫛がけ、シンパチと棒振のみタツツケをはく。棒振と刀踊は鉢巻、シンパチとキヤーモチカキは花笠をかぶる。前者は鳥追い笠であるのに対し、後者は桐の輪切りを中心に五本の竹ひごをまげて花弁を表わしたものに色紙を貼った特有のものである。

当日、踊り子たちは神社の西北約百メートルにある生活改善センターに集合する。はじめに太鼓が打ち出ると、囃子方が「デーイ、デーイ、デーイ」と太鼓の口唱歌を唱える。するとシンパチは右手に軍配を持ったまま左右に手を開き、棒振はシンパチに続いて棒を右小脇

に抱え左手を横に開き、ともに「ヤア」と応じる。このシンパチ、棒振の三人は、囃子方が「ヤー、ホー、ハ」と歌いはじめるとそのままの姿勢で左右交互に一歩ずつ飛び跳ねるように前進する。この動作を繰り返し、そのまま神社の鳥居をくぐる。シンパチ、棒振、傘鉾、太鼓は列をなし、その他の踊り子や役員はその後ろについて神社へ練り込んでいく。神社拝殿下で棒振は「サア、サア、サア」の囃子にあわせてお互いの棒の端を持って左右に並び、この三人が本殿に向かって立て膝をついて右手に持った軍配と棒を前方に回し振る。こうした練り込みの一連の動作を役名とは別に「棒振」と称している。

神社ではまず傘鉾を立て、囃子方は本殿側から太鼓持ち、太鼓打ち、歌うたいの順に並ぶ。踊り子たちは本殿に向かって横四列に並ぶが、最前列はシンパチと棒振、二・三列目は刀踊、最後列はキヤーモチカキとなっている。

配置につくとシンパチは、軍配を構え「(曲名) 踊の御曲にござる。」を三回ほど繰り返しながら踊り子の周りを一周する。元の位置に戻ると「中でこのシンパチが囃し申す。太鼓の頭、そらそーといらっしゃい」と唱えるとそれを合図に踊が始まる。シンパチ以下、踊り子は全員地面に右膝をつき、左足を前に出して構え、太鼓が「ホー」と囃しながら打ちはじめると、踊り子はそれぞれ手に持った軍配、棒、刀、手で拍子を取る。歌うたいが音頭の冒頭に必ずつく「いざや踊ろ、いざ踊ろ、(曲名) 踊をひと踊り、(曲名) 踊をひと踊り」の文句を唱えると一斉に立上り、前屈みになりながら、手を前後に振って拍子を取り、三拍ごとに左右に振り向いて棒や太刀を三度ずつ扇で打つ。歌が歌われるときはこれが基本的な踊り方で、「宝踊」と「露の踊」に共通する。「露の踊」では歌の節ごとに繰り返しが間奏風に入るが、ここではリズムが早くなつて左右に踏み出しては一つ打つ一拍打ちに変わる。「潮汲み踊」は、「露の踊」の繰り返しの部分で使われるこの一拍打ちであるが、曲の後半、シンパチと棒振は通常の一拍打ちの間、刀踊は鞘に扇を当てたまま、キヤーモチカキは扇を開いて回転する部分があり注目される。

現在神社での祭礼では「宝踊」「露の踊」「潮汲み踊」の三曲を踊り、

その後神輿とともにお旅所に移動して二曲踊り奉納は終了する。以前は、この他にも「弁慶踊」「鐘鐺踊」「つばくろ踊」「屋敷踊」の四曲を伝承しており、かつては区長宅などそれぞれ決まった場所で奉納していた。

丹後には、花踊や笹ばやしと呼ばれる風流小歌踊が広く分布する。大山の刀踊もこうした小歌踊に属する。これまでの調査によれば、丹後ではこれらの歌謡は近世初期の女歌舞伎踊の隆盛後に伝わったものと考えられ、踊そのものは、さらにそれを遡る中世末期の囃子物と呼ばれた踊の様式を今日に伝えるものと思われる。

大山の芸能は、棒振に太刀をかついで柄を扇で打ちながら囃す刀踊、太鼓打ちと太鼓持ちという二人一組の囃子に傘鉾という古態を残す。素襖袴に侍烏帽子で太刀を左肩に担ぎ、扇で叩いて拍子を取る様式は、月次風俗図などいくつかの中世末期の絵画資料に描かれており、京都では祇園祭の傘鉾ややすらい花に付属した囃子として行なわれていたものである。大山の刀踊の様式は、歌謡の部分では基本となる踊を繰り返し、歌の継ぎ目では太鼓の口唱歌と思われる囃子詞を唱え、太鼓は歌のときは別の小きざみなりズムを打ち、このときに踊り子たちは歌のときは異なった所作を取る。こうした形態は、風流踊歌が踊歌として採用される以前の、いわゆる風流囃子物もついていた古い姿と考えられる。

大山の刀踊は、丹後地方に濃密に分布する様々な風流系芸能の祖型をうかがわせるものであり、中世に流行した囃子物のなごりを今に伝える芸能で大変価値が高く貴重である。

(原田三壽)



刀 踊

史跡名勝天然記念物

おんじよがだにがよう
音如ヶ谷瓦窯

(史跡・指定)

相楽郡木津町相楽台

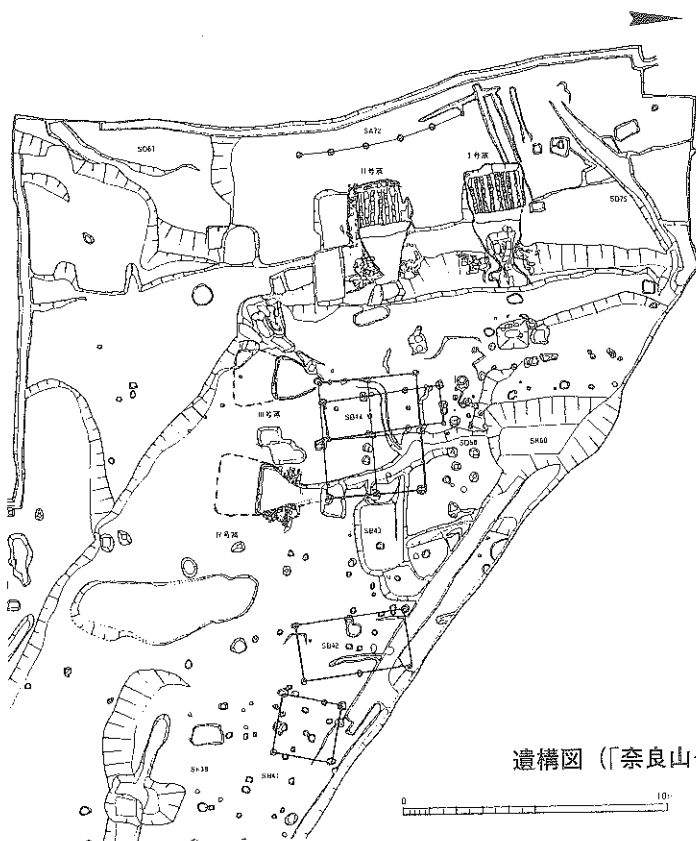
木津町

音如ヶ谷瓦窯は、奈良の平城京造営に瓦を供給した奈良山丘陵瓦窯群の一つで、昭和二八年農業水路工事に際して梅原末治京都大学教授が調査し、その後平城ニュータウン建設に伴い発掘調査された。調査は京都府教育委員会が事業主体となり日本住宅公団から受託し、奈良国立文化財研究所に依頼して行なわれた。

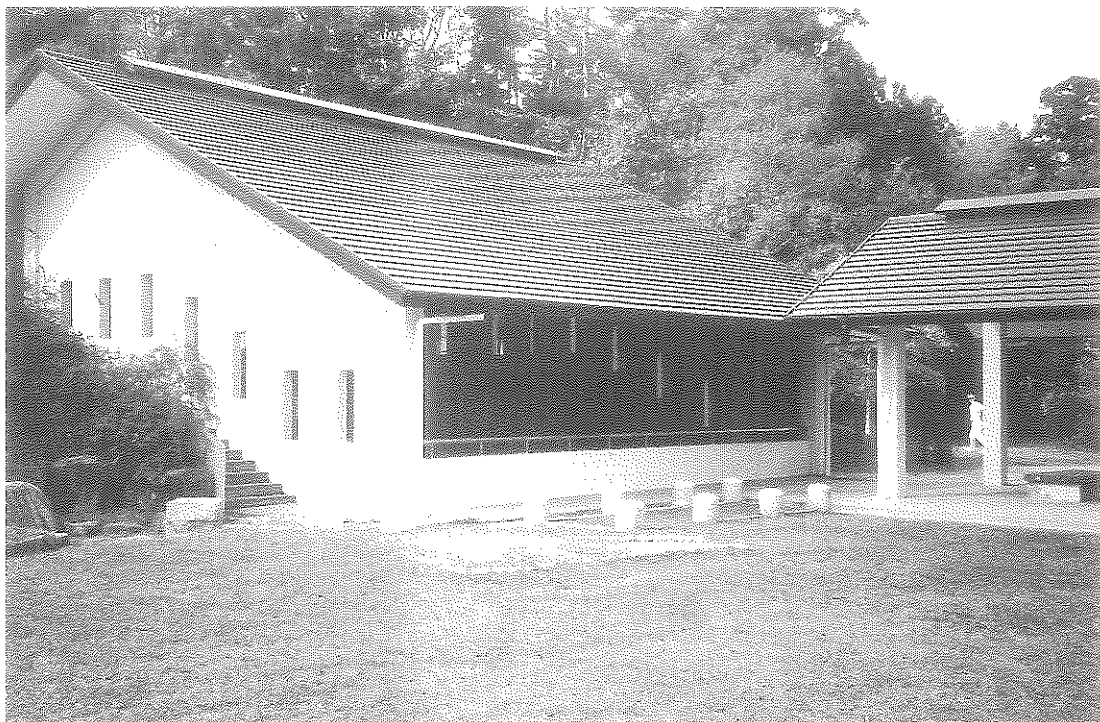
周辺には、国史跡歌姫瓦窯跡(所在奈良市・木津町)を初め、歌姫西瓦窯跡(所在奈良市)や、大規模な工房建物などが検出された上人ヶ平遺跡―市坂瓦窯跡―(所在木津町)など、多数の瓦窯跡が点在する。

この瓦窯跡は、北東方向にのびる奈良山支丘陵の東側裾部に位置し、焚口を東側に開く二基(I・II号窯)と北側に開く二基(III・IV号窯)の計四基がL字形に配され、窯跡前面の平坦部からは小規模な掘建柱建物跡四棟が検出された。

四基の窯跡のうち、III・IV号窯は、斜面部を削平され燃焼室と焼成室の一部が残るのみであるが、I・II号窯は、原形を良く留めている。I号窯は、現存長さ・九メートル、最大幅二・一メートル、II号窯は、現存長さ・九メートル、最大幅二・四メートルを測り、I号窯が8条、II号窯が7条の分焰牀(ロストル)を有している。I号窯は、燃焼室の火床に丸平瓦を利用した排水施設があり、軒平瓦を多数積み上げて燃焼室の側壁を構築している。また、I・II号窯の背後や側面からは、瓦窯の操業に伴う施設の一部と見られる、四尺等間で弧状に並ぶ柱穴列や、斜面部側面の溝などが検出されている。III・IV号窯には、焚口



遺構図 (「奈良山-Ⅲ」より)



窯跡現状（左手建物がⅠ・Ⅱ号窯の覆屋）

から北へ延びる排水溝が設けられ、焚口近くからは、窯の廃絶後に建てられた掘立柱建物の柱穴が検出されている。なお、窯跡前面の平坦部から検出された四棟の掘立柱建物跡は、いずれも一間×二間や、二間×二間などの小規模な建物で、窯に付属する簡単な作業場の施設と考えられる。

遺物は、平城宮六七一四型式を初め、多数の軒平・軒丸瓦の他、鬼瓦、刻印瓦、ヘラ書き瓦、多数の丸瓦・平瓦、土師器の皿・杯・蓋・壺・甕、須恵器の皿・杯・蓋・鉢・壺・甕などが出土している。

この窯跡群は、出土遺物や遺構の検出状況から、Ⅲ・Ⅳ号窯が先行し、Ⅰ・Ⅱ号窯が後出する。築造時期は、出土瓦等から奈良時代半ばと見られ、法華寺阿弥陀浄土院造営に関連し生産した瓦が出土している。この窯跡は、小規模とは言え工房建物と窯が一体的に検出され、「作金堂所解案」（『大日本古文書』第十六巻記載）の「一貫百文瓦窯二煙作工七十九人功人別十四文」という記事と符号するように、瓦窯二基一組で操業されていることや、歌姫瓦窯跡や歌姫西瓦窯跡と同范の瓦が出土し、また、この頃ロストル式の平窯が出現してくるなど、奈良山丘陵に点在する瓦窯の変遷や瓦工集団の移動を考える上で重要である。

なお、現在この瓦窯跡は、都市公園内の一面に保存され、Ⅰ・Ⅱ号窯については、遺構を埋め戻して保存した上に、原寸大の遺構模型を作り覆屋で保護し、さらに、この窯に付属する建物跡も柱位置を低い石柱で明示するなど、瓦窯操業当時の窯と作業場のあり方が判り易いように整備されている。

（山口 博）

（参考文献）『奈良山―Ⅲ―』京都府教育委員会（一九七九）

文化財環境保全地区

（決定）
宇治市宇治山田二七番一他
宗教法人 興聖寺

宇治市宇治山田二七番一他
宗教法人 興聖寺

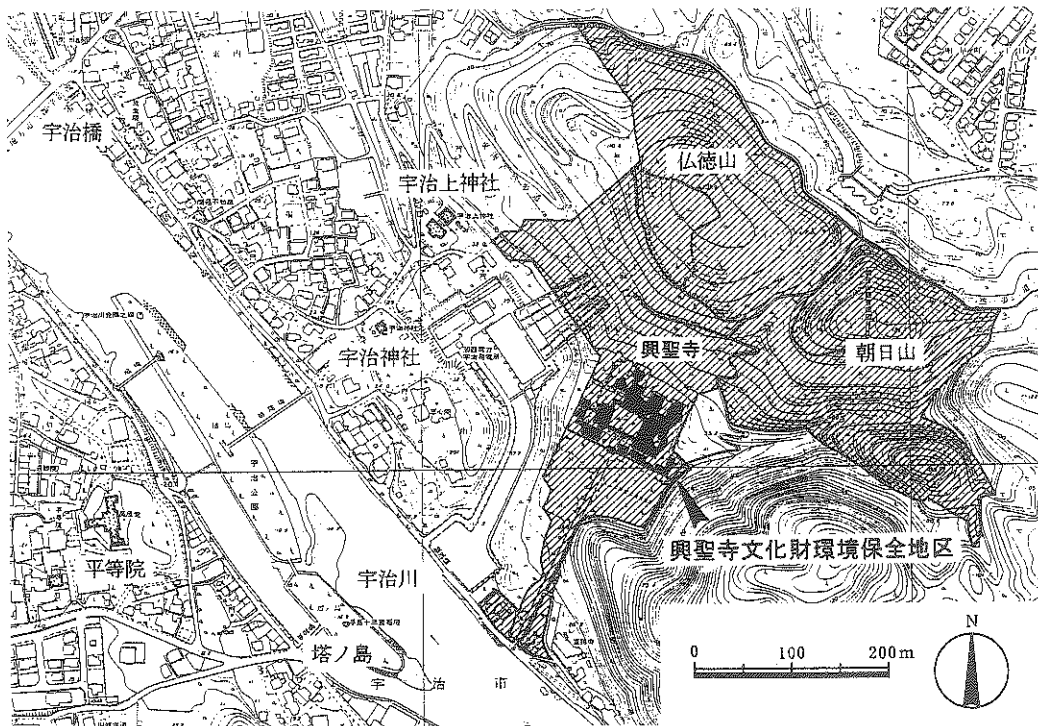
興聖寺は曹洞宗永平寺派に属し仏徳山と号する。宇治市のほぼ中央、宇治川右岸の山麓に位置し、宇治川と宇治丘陵の自然を背景に平等院や宇治上神社といった数多くの優れた文化財が集中する地域の一角を占めている。

寺の由緒は、鎌倉時代の嘉禎二年（一二三六）曹洞宗の開祖である道元が曹洞宗道場として京都深草の地に創立した興聖宝林寺に遡るが、この寺は四世住職の後廃絶している。現在の興聖寺は、江戸時代の慶安二年（一六四九）になってから、淀城主永井尚政が萬安英種を中興開山、五世住職として迎え再興したものである。

境内地は宇治川岸近くに開かれた総門から伽藍背後にそびえる仏徳山、朝日山および、約一ヘクタールの面積をもつ。

総門からは琴坂と呼ばれる参道によって伽藍まで導かれている。琴坂は長さ二〇〇メートルほどの直線の坂道で、一部は切り通し状になっており、両脇をやまづき、ツツジ、カエデなどの木々が囲んでいる。そして古くから花と紅葉の名所として知られ、現在は府の名勝に指定されている。

伽藍は仏徳山、朝日山を背景とした山麓の高台に位置している。琴坂の軸線上に楼門、葉医門（中雀門）、本堂が並び、この周囲に鐘楼、浴室、庫裏、知祠堂、天竺殿、開山堂、僧堂、衆寮、秋葉大権現が規則的に配置されている。これらの建物は江戸時代を通じて整備されてきたもので、慶安再興時の建立となる本堂や鐘楼が曹洞宗寺院の古い遺構として優れているほか、規則的な伽藍配置が近世曹洞宗寺院の典



地区周辺図

型的な寺観を示すものとして優れており、宇治市の有形文化財に指定されている。

また、伽藍の周囲には庭園が築かれている。伽藍の中央部、建物に囲まれたところに位置する本堂前庭は、枯山水の平庭で約九〇〇平方メートルの面積もつ。稜角の鋭い立石を数多く配した東半面と、五層の石燈籠を中心に数個の景石を配しただけの西半面からなり、対照的な構成をみせる。さらに、開山堂まわりの枯滝と空堀をかたどった庭など、本堂以外の建物の周囲にも起伏に富んだ庭が築かれている。興聖寺には「興聖寺作木并掃除覺帳」と題された境内の手入れについての注意書が残されており、この注意書に基づいて庭園が再興当時から整備されてきたことが窺われる。庭園全体は府指定名勝である。

伽藍背後に連なる仏徳山、朝日山は標高一三〇メートル程度の比較的緩やかな山々で、この一帯は境内林となっている。一部にヒノキやスギの植林地がある以外ほぼ全域がシイやアカマツを中心とした常緑樹林で、近畿地方における代表的な自然植生として貴重である。また、伽藍や庭園の背景に広がる緑塊としての存在は寺院に落ち着いた雰囲気を与え、寺院の風格を高める役割を果たしている。

このように、興聖寺の境内は有形文化財や記念物が自然環境と一体となって優れた環境を生み出しており、文化財環境保全地区に決定しその保全を図ろうとするものである。

(烏田 豊)



地区遠景

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成7年7月1日現在)

種 別	有 形 文 化 財														無形文化財		民俗文化財				史 迹		名 勝		天然記念物		指定小計		登録優良技術		合 計					
	美 術 工 芸 品																有形		無形																	
	建造物																																			
	市町村	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録							
*京 都 市	24	6	9	9	7				4	3		1	33	7	1	1		1	1	1		1	1	68	6	4	78									
*向日市	2	1															1	1					4	1			5									
*長岡京市		1	1	2					1				4								1		5	1			6									
*大山崎町		1					1						1										1	1			2									
*宇治市	7	3		2	1				2	1			6					1	2		1		17	3	2		22									
*城陽市		4		1								1	1	1								1	1	6	4		11									
*八幡市	2	2			2				1				3					1	1		1		8	2	2		12									
*久御山町		1								1			1										2				2									
*田辺町	1	5		2	1				1	1			3	2									4	7	6		17									
*非力町	1	1			1				1				1	1						1		3	2	2			7									
*宇治田原町		2																1					3	2			5									
*山城町	1	3		1									1					1					1	5	3		9									
*木津町		2			1	1							1	1				1	1	1			3	4	2		9									
*加茂町	1	1	1	3	2	2	1						6	3			1	3	1		1		8	8	3		19									
*笠置町		2								1			1										1	2	1		4									
*和束町			1										1				2	1			1		2	3			5									
*精華町		1				1							1					1					2	1	1		4									
*南山城村		1								1			1					1					1	2	1		4									
*京北町	1										1		1				1	1	2				5	1	1		7									
*美山町	1		1	1									2					7					3	7	1		11									
*亀岡市	1	5	1	1	2	2						1	5	2			1	2	2		3		11	10	5		26									
*園部町	2	2				1			1				1	1							1		4	3	1		8									
*八木町	1	2															1		1				3	2	2		7									
*丹波町	1	2		2	1	1			1	1			6	2									6	3			9									
*日吉町	1			1		1							1	1			1	1					2	3	1		6									
*瑞穂町		2		1									1					1					1	3	1		5									
*和知町		1							1				1				1						2	1			3									
*綾部市	5	6	1		2	2				1			3	3	1			3		1	1	1	11	12	4		27									
*福知山市	2	2	2		1	2	1	3					8	1				3	1				11	6	2		19									
*舞鶴市	4	2	3			1	1	3	2				8	2			1	1	9		1		14	14	3		31									
*夜久野市		1																1	1				1	2			3									
*三和町	1	1															1		1				2	2	2		6									
*大江町			1			2							1	2							1		2	2			4									
*宮津市	6	1	3		1	2	1	1		1	1	1	9	2			3	2	2		2	1	20	8	1		29									
*加悦町			1			1							2					1	3		2	1	8	1			9									
*岩滝町																		1						1			1									
*伊根町		1															2	5					2	6			8									
*野田川町																		1			1		1	1			2									
*峰山町				1		1					1		1	2				2	1				2	4			6									
*大宮町				4									4					1	1		1		2	5			7									
*網野町		1																						1			1									
*丹後町		1		2	1								1	2				3		1				1	6	1		8								
*弥栄町																		3		1				4			4									
*久美浜町	2	1	3		1	2			1	1	1		8	1				4	1	1			12	6	1		19									
*地域定めず																							5		5			5								
合 計	64	68	30	8	29	9	26	9	4	21	8	9	1	2	1	121	36	8	2	8	19	56	17	15	13	6	259	174						4	492	

※①*印は、文化財保護条例制定市町村である。(44市町村で制定)……制定率100.0% (全国95.5% 平成6.5.1現在)

②国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成7年7月1日現在)

種別	建造物		美術工芸品								無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合 計	文化財環境保全地区（決定）	選定保存技術（選定）	総 合 計		
	件数	棟（基）数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計			風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計						
区分	年度																								
指定	57	△19	△516	2	4	7	△11	△11			△215	（認定1）1			△11	3	△14	6	3	2	11	△440	15		△455
	58	△29	△322	6	4	4		2	1		17				2	4	6	2	3	1	6	△238	9		△247
	59	△17	△318	3	3	2		1	△11		△110		1	1	6	7	2	△13	1	△16	△331	11		△342	
	60	△17	△211	3	3	2		△12	1		△111						2	1	2	5	△223	4		△227	
	61	△110	△1339		1		1	1			3						2	1	2	5	△118	5		△123	
	62	3	8	3	3			△14	2		△112						1	1	1	3	△118	4		△122	
	63	3	11	3	3	1		3	1		11							1	1	2	16	1	（認定2）1	18	
	元	4	9	2	1			△12	1	1	7	（認定1）△12	1					1	1	2	△116	1		△217	
	2	1	1	1	1	4		5	1		12			3		3		1	1	2	18	2	（認定2）2	22	
	3	6	12	3	2	4	2	1			12	（認定4）4									22		（認定1）1	23	
	4	4	16	1	1				1		3						1		1	2	9	1		10	
	5	6	13	1	1	1	1		1		5							1		1	11	1		12	
	6	2	9	2	2	1		3		1	9	（認定2）2					1			1	14	1		15	
計	△670	△26185	30	29	26	△15	△425	△110	2	△6127	（認定8）△19	2		△17	13	△120	17	△116	13	△146	△14274	55	（認定5）4	△15333	
登録	57	▲225	▲744	5	▲12	4		1			▲112				6	6					▲343			▲343	
	58	7	11		2	1					3				4	4			5	5	19			19	
	59	▲111	▲115		2						2				5	5			1	1	▲119			▲119	
	60	5	11		2						2		1	1	5	6					14			14	
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9					23			23	
	62	4	10			2		2			4		2	5	1	6					16			16	
	63	1	5											4	1	5					6			6	
	元	2	8		1						1		4	2	3	5					12			12	
	2	2	2	2							2		1		3	3					8			8	
	3	1	1												2	2					3			3	
	4	4	5					3			3				2	2					9			9	
	5	1	1												2	2					3			3	
	6	2	3													1	1				3			3	
計	▲371	▲8125	8	▲110	9		8	1	1	▲137	（認定8）△19	8		18	38	56			6	6	▲4178		（認定5）	▲4178	
合 計	△641	△26310	38	39	35	△15	△433	△111	3	△6164	（認定8）△19	10		△125	△151	76	17	△116	19	△152	△15452	55		△15451	

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第十三集）

平成八年三月発行

編集発行 京都府教育委員会